

(案)

令和8年度
教育に関する事務の点検及び評価報告書
(令和7年度事務事業対象)

令和8年8月
春日井市教育委員会

目 次

I	点検及び評価の概要	1
II	点検及び評価の方法	2
III	事務事業と持続可能な開発目標との関連	2
IV	教育委員会の活動	3
V	事務の点検及び評価の結果	4
VI	事務点検評価委員の意見	82

I 点検及び評価の概要

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図って点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。

本市の教育委員会においても、教育委員会の会議や教育委員会委員（以下「委員」という。）の活動を始め、第六次総合計画(改定版)に基づき、教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課、野外教育センター）並びにいきがい創生部いきがい推進課及び図書館が令和 7 年度に実施した事務事業について点検及び評価を実施し、「令和 8 年度教育に関する事務の点検及び評価報告書」としてとりまとめました。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 （略）

4 （略）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 点検及び評価の方法

第六次総合計画に掲げるめざす将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」の実現に向けて推進する施策に基づき、主要な事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会の事務局及びその他の教育機関等が、事務事業点検評価シートにより、点検及び評価を行いました。

事務点検評価では、教育委員会の事務局、その他の教育機関等が行った点検及び評価の結果について、学識経験者（事務点検評価委員）から意見を聞きました。

1 学識経験者

中野 靖彦 愛知教育大学名誉教授、修文大学短期大学部教授
三島 浩路 中部大学現代教育学部教授

2 事務点検評価

第1回 令和8年6月9日（火）
事務事業点検評価シートについて

第2回 令和8年7月10日（金）
教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について

Ⅲ 事務事業と持続可能な開発目標との関連

1 持続可能な開発目標

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標で、17の目標が掲げられています。

2 事務事業との関連

教育委員会の事務局及びその他の教育機関等の事務については、SDGsの視点を取り入れ事業を実施しています。

IV 教育委員会の活動

教育委員会は、地方自治体の教育に関する事務を行う行政委員会で、地方公共団体から独立した機関として設置されており、教育長と委員が合議により基本方針を決定し、その方針のもとに教育長が事務局を指揮監督しています。

また、教育委員会では、地域の教育課題に応じて、教育に関する事務を管理・執行し、教育に関する施策を推進しています。

1 教育委員会会議

令和7年度における教育委員会の会議は、毎月1回の定例会と臨時会を3回開催し、44件の議案について審議を行いました。教育委員会会議は、原則公開としており、会議録はホームページ等で開示しています。

会議で審議された議案は、次のとおりです。

	事 項	議案件数
1	教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	12 件
2	教育委員会規則及び規程の制定又は改廃	6 件
3	教育委員会の所管に属する学校等の設置及び廃止	0 件
4	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校等の職員の任免等の人事	13 件
5	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	1 件
6	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	4 件
7	教科書その他の教材の採択	2 件
8	審査請求についての裁決	0 件
9	重要な儀式的行事の基本方針及び教育委員会表彰の被表彰者の決定	2 件
10	請願の採否の決定	0 件
11	その他	4 件
	合 計	44 件

2 委員活動

委員は、学校現場の実態や学校の運営状況等を把握するため、市内の小中学校へ学校訪問を行いました。また、表彰式等に参列するとともに、愛日地方教育事務協議会の会議へ出席しました。

V 事務の点検及び評価の結果

対象事務事業一覧

○ 子育て・教育（政策分野3）

1 良好な教育環境の整備（施策2）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課	頁
1	学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	小中学校環境改善	教育総務課	6
2		I C Tを活用した教育の推進	教育総務課 学校教育課	8
3		創意と活力のある学校づくりの推進	学校教育課	11
4		部活動の地域展開		13
5		教職員研修		15
6		きめ細かな教育対応		17
7		語学指導		19
8		就学援助		21
9		幼保小連携推進		23
10		新たな学校づくり推進		25
11	家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。	学校と地域の連携推進	学校教育課	27
12		職場体験学習		30
13		小学生交流学习		32
14		ふれあい教育セミナー	いきがい推進課	33
15	安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。	学校給食の充実	学校給食課	35
16		学校給食における食物アレルギー対応の充実		37
17		学校給食を活用した食育の推進		39
18		新調理場整備		42
19		放課後なかよし教室	学校教育課	44
20	いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。	土曜チャレンジ・アップ教室		46
21		いじめ対策		47
22		子どもの健全育成支援		50
23		教育や悩みごとに対する相談業務		52
24		不登校対策		54
25		教育支援体制の充実		58
26		特別支援教育		60

○ 市民活動・共生・文化・スポーツ（政策分野４）

１ 文化・スポーツ・生涯学習の推進（施策３）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課	頁
27	書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。	文化財の保護・調査	文化財課	62
28		文化財の活用		64
29		文化財ボランティアの育成		66
30		郷土芸能保存		67
31	公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。	公民館等講座	いきがい推進課	69
32		生涯学習推進		71
33		読書啓発・障がい者図書サービス	図書館	74

○ 環境（政策分野６）

１ 地球環境の保全と自然との共生（施策１）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課	頁
34	豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。	野外教育センターの利用促進	野外教育センター	78

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
1	施策	2 良好な教育環境の整備	教育総務課
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	
	事務事業		
小中学校環境改善			
目的・事業概要	児童生徒の学習環境を整備するため、次の事業を実施する。 (1) 建物の長期使用及びバリアフリー化を目的に、味美小学校、篠木小学校及び東部中学校において令和6年度から、白山小学校において令和7年度から、勝川小学校及び西部中学校において令和8年度から、それぞれ3年間でリニューアル工事を実施する。 (2) 体育館の暑さ対策として、令和8年度までに、愛知県の施設である尾東小中学校を除く全ての小中学校の体育館に空調機を設置する。		
取組状況 (事業実績)	(1) 校舎等リニューアル事業 予算額（当初・通次繰越）5,707,443 千円 味美小学校、篠木小学校及び東部中学校の2年目の工事を完了した。 白山小学校の1年目の工事を完了した。 勝川小学校及び西部中学校の実施設計を完了した。 高座小学校及び柏原小学校の基本設計を完了した。 (2) 体育館空調機設置 予算額 1,096,100 千円 中学校13校の工事を完了した。 小学校37校及び中学校2校の実施設計を完了した。 (3) 小学校理科室等空調機設置 予算額 1,210,300 千円 小学校26校の耐用年数を経過した空調機の更新及び特別教室の空調機の工事を完了した。		
取組の成果 (進捗状況)	校舎等のリニューアルや空調機の実装を実施したことにより、安全で快適な教育環境が整えられ、児童生徒の学習環境の向上にもつながった。		

8年度の主な実施予定	(1) 小中学校リニューアル工事 6校 (2) 小学校リニューアル工事実施設計 2校 (3) 小中学校リニューアル工事基本設計 2校 (4) 中部中学校校舎増築工事 (5) 小中学校体育館空調機設置工事 39校
課題・今後の方向性	計画的に定期修繕を実施する。今後の大規模改修工事については、工事費が高騰し続けており、これまでの実績を踏まえ内容の見直しを検討する。 また、学校の適正規模の見直しの検討状況などを踏まえ、学校ごとに維持管理の手法について検討する。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
	施策	2 良好な教育環境の整備	教育総務課・学校教育課
2	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	
事務事業		I C Tを活用した教育の推進	
目的・事業概要		日常生活の様々な場面で I C Tの活用が浸透している中で、子どもたちが社会で生きていくために必要な資質や能力を育む。 全小中学校にセキュリティの高い安定したネットワーク環境を提供し、学校の生活や学習において、日常的に I C Tを活用できる環境を整えるとともに、I C Tを活用して、自ら学ぶことができるように資質や能力の育成を行う。	
取組状況 (事業実績)		(1) 家庭学習のための通信回線整備 当初予算額 3,180 千円 子どもたちが家庭でも I C Tを活用して学習できる環境を整備する中、自宅でW i - F i環境を整えられない家庭に対して、学習のためのインターネット通信環境を提供することを目的として令和3年度からモバイルW i - F iルーターの貸出しをしている。令和7年度は300回線分を確保した。 (2) 児童生徒用一人一台端末の更新 当初予算額 20,375 千円 令和2年度から全小中学校で使用を開始した児童生徒用一人一台端末について、リース期間が令和8年2月で満了となったため全端末を更新した。 (3) I C Tを有効活用した分かりやすい授業と生涯にわたって自ら学ぶ児童生徒の育成をめざした授業の実施 各学校では全ての児童生徒の学力保障をめざし、学習規律の徹底とI C Tの有効活用を中心とした分かりやすい授業の実施を継続した。また、生涯にわたって自ら学ぶ児童生徒の育成をめざして、一人一台端末とクラウドを活用した授業実践について、文部科学省研究開発学校及び生成A Iパイロット校指定校・協力校（以下、推進校という。）を中心に積み重ねるとともに、推進校での授業公開や研修を多数実施し、市内全校への展開を進めた。加えて、教育委員会による組織的な伴走支援として、各小中校のI C Tを活用した授業改善を牽引する核となる教員を育成し、I C Tを活用した授業のさらなる普及と質の向上を図った。 そのほか、研究開発学校における情報活用能力育成の実践について、37都道府県から約850名が参加する研究発表大会を開催し、その成果を広く全国に発信した。令和7年度は、文部科学省をはじめ43都道府県258自治体から約4,000名の教職員の視察を受け入れた。 (4) 校務D X・研修D Xの推進 本市では「授業・校務・研修は相似形である」という考えに基づき、教員自身が日常の校務や研修でクラウドやI C Tの利便性を実感することを、児童生徒主体の「自ら学ぶ」授業改善へと還元する取組を推進してきた。 その成果として、文部科学省の「校務D Xチェックリスト」自己点検結果において、本市は全国の自治体の中でトップ10に入るスコアを記録している。近年は生成A Iを校務に活用して事務負担の軽減を図るとともに、令和7年度は試験的に推進校の全教職員に公用スマートフォンを配付し、児童生徒の活動状況	

	や情報の共有を安全かつ確実に行える環境を整備した。これにより教員間で児童生徒の情報をリアルタイムに共有することが可能となり、きめ細やかな個別の学習支援や生徒指導を組織的に実践している。 (5) 児童生徒の資質や能力の向上及び教員の負担軽減を図るため、令和3年度から各小中学校に年50回、ICT支援員を派遣し、ICTを活用した授業改善や機器の設置準備等の授業サポートを行っている。 (6) 児童生徒それぞれの学力に応じて問題を選択することが可能なAI型学習教材の活用を継続した。 (7) 児童生徒の一人一台端末について、有害サイト等の閲覧及び夜間の利用ができないように初期設定するなど、対策を講じた上で児童生徒に対しては、総合的な学習の時間等で情報モラルや家庭での適切な利用を学ぶ機会を設けた。また、保護者に向けても一人一台端末の活用方法について、家庭で話し合う機会を持つように呼びかけている。
取組の成果 (進捗状況)	(1) 「自ら学ぶ」授業への転換と能力向上 授業等において一人一台端末とクラウドの日常的な活用がさらに進み、各教科の授業において子どもたちが主体的に情報を収集し、整理分析をした後、まとめを発表する情報活用能力が向上した。特に、クラウド活用によるChat等での対話が日常化したことにより、児童生徒間のコミュニケーションが増大し、協働的に学ぶことができるようになってきた。授業が教師主導の単線型から、子どもが自ら学びを調整する「複線型」へと変容しつつある。 (2) 一人一台端末の持ち帰りとAI型教材の活用により、個々の習熟度に応じた「自己決定」を伴う自主学習が進んだ。 (3) 「授業・校務・研修は相似形である」の考え方のもと、教職員自らがクラウドの利便性を体感することで、授業改善と校務効率化が加速し、教職員の平均時間外在校時間が減少してきている。 (4) 文部科学省の生成AI利用ガイドラインに沿って校務効率化を進め、生成AIパイロット校では児童生徒の思考パートナーとしてAIを活用し、その事例をまとめてきた。文部科学省指定の研究開発学校やリーディングDXスクールの取組は、全国から年間約4,000名の視察を受け入れるなど、全国的な教育DXの先進的な取組のモデルケースとなっている。
8年度の主な実施予定	(1) 各小中学校にICT支援員の派遣を継続して行い、ICTを活用した授業改善や機器の設置準備等の教員への授業サポートを行う。 (2) ICTの授業活用がより推進できるように機器の更新及び次年度の機器構成を検討する。 (3) 研究開発学校やリーディングDXスクール、生成AIパイロット校等での先駆的な授業実践を継続・深化させるとともに、その成果を市内全校へ水平展開していく。そのために、教育委員会による組織的な伴走支援として、各学校の授業改善を牽引する核となる教員を育成する。また、これまで開発してきた「情報の時間」のカリキュラムを核とした児童生徒の系統的な情報活用能力の育成体制を市内全校で確立し、学校が自走できる持続可能な推進体制を構築していく。さらに、次期学習指導要領改訂の方向性に合わせて「情報の時間」のカリキュラムについて、見直しを進める。

課題・今後の方向性	(1) 一人一台端末の活用と教員のＩＣＴ活用指導力、児童生徒の情報活用能力の向上 学校間の格差を生じないようにするために、情報活用能力育成に関する研修や教員がＩＣＴを無理なく活用できる方法等を推進校や情報機器検討委員会等において検討するとともに、推進校での授業公開により、市内全校への水平展開を推進していく。また、教育委員会による組織的な伴走支援を通じて、各小中学校の授業改善をさらに推進する。 そのほか、児童生徒のネット環境の活用の方は広がっている一方、ＳＮＳ上のトラブルなど、学校が容易に把握できない課題も増加している。そのような課題も含めて児童生徒がトラブルに巻き込まれないように情報活用能力の育成に積極的に取り組んでいく。 (2) 次期学習指導要領への対応 次期学習指導要領改訂の方向性に合わせてこれまで取り組んできたことを見直し、スムーズに学校全体が新たな学習指導要領に対応できるようにしていく。また、次期学習指導要領で必要とされるデジタル学習基盤に向けて、段階的にＩＣＴ環境を整備していく必要がある。
------------------	---

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名															
3	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課															
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。																
	事務事業																	
目的・事業概要		(1) 地域に誇れる特色ある学校づくりと児童生徒の豊かな心を育み、体力と健康の向上をめざす教育を推進することを目的として、創意と活力のある学校づくりを推進する。																
 		(2) 「書のまち春日井」の特色ある教育として設置された書道科において、低学年は毛筆に親しむことで、書くことへの興味関心を高め、中・高学年は、国語科で行われていた書写を発展させて、年間を通した計画的な書道指導を行うことにより、日本の伝統文化や芸術である書道を核として、表現力の向上や豊かな人間性を育む。																
取組状況 (事業実績)		当初予算額 12,710 千円																
		(1) 創意と活力のある学校づくり推進事業（平成 19 年度開始）																
		平成 23 年度から事業提案型選定方法（プロポーザル審査）により実施校を決定している。各学校は、児童生徒の実態に寄り添うとともに、地域の特性を活かし、地域に誇れる学校づくりのために、地域連携・キャリア教育・道徳教育・英語活動・食育・体力向上・環境教育・授業改善・ソーシャルスキルの向上・情報活用能力の育成などに取り組んだ。																
		<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>創意と活力のある学校づくり推進事業実施校数</td><td>26 校</td><td>24 校</td><td>26 校</td><td>27 校</td><td>28 校</td></tr></table>					項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	創意と活力のある学校づくり推進事業実施校数	26 校	24 校	26 校	27 校	28 校
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度													
創意と活力のある学校づくり推進事業実施校数	26 校	24 校	26 校	27 校	28 校													
		(2) 書道科（平成 23 年度、2 校が教育課程の特例校の指定を受け開始）																
		平成 28 年度から実施校を小学校（37 校）に拡大。外部指導者（市内の書道家）を招へいするなど、児童がより幅広く豊かな視点から書道を学ぶ機会を設けた。																
取組の成果 (進捗状況)		(1) 創意と活力のある学校づくり推進事業																
		各学校では、それぞれの実情に応じて様々な取組が実施され、特色ある学校づくりが進められるとともに、他校への水平展開も図られている。																
		(2) 書道科																
		外部指導者による指導や助言、研修を実施し、小学校低学年から書に親しみ、各学年の発達段階に応じた取組を進めることができた。また、取組の広がりにより、児童生徒の「書のまち」に対する意識が高まった。																
8 年度の主な実施予定		(1) 創意と活力のある学校づくり推進事業																
		令和 8 年度に実施する地域連携・キャリア教育・食育・体力向上・授業改善・学級経営・部活動・ソーシャルスキルの向上・情報活用能力の育成などの取組について、令和 7 年度に事業提案型選定方法（プロポーザル審査）による事業選定を実施し、予算配当を決定した。令和 8 年度は、小学校 25 校、中学校 6 校で取組を実施する。																

	(2) 書道科 小学校 37 校において、外部指導者(市内の書道家)を招き、児童がより幅広く豊かな視点から書道を学ぶ機会を設ける。
課題・今後の方向性	(1) 創意と活力のある学校づくり推進事業 各学校長の提案事業による特色ある学校づくりを各学校で進めるとともに、その効果が本市の教育水準の向上に寄与する事業については、水平展開を進める。<u>水平展開をさらに進めるため、令和 8 年度においては事業提案から実施結果報告までの内容の共有を図る。</u> (2) 書道科 外部指導者と指導方針の共有及び情報交換を行い、指導方針の共通理解と質の安定を図る。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名														
4	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課														
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。															
	事務事業																
目的・事業概要		部活動について、子どもたちが将来にわたって、スポーツや文化活動に親しむ場を確保しつつ、教員の負担軽減を図るため、令和5年10月から、休日の学校管理下の部活動に替えて、市教育委員会管理の地域等主体の地域クラブ活動を設立し、休日の活動を行った。															
取組状況 (事業実績)		当初予算額 175,100 千円 (1) 部活動指導 部活動の過熱化を防止する活動時間の上限規制等を定めた「小・中学校部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営を実施するとともに、部活動指導員の活用による教職員の負担軽減に取り組んだ。また、令和5年10月から中学校における地域クラブ活動を設立し、休日の部活動を廃止した。															
		<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>部活動指導員</td><td>154 人</td><td>156 人</td><td>160 人</td><td>129 人</td><td>123 人</td></tr></table>				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	部活動指導員	154 人	156 人	160 人	129 人	123 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度												
部活動指導員	154 人	156 人	160 人	129 人	123 人												
		※ 休日のみ活動していた部活動指導員は、地域クラブ指導員としてカウントするため人数は減少。															
		(2) 地域クラブ活動 令和5年10月から、中学校における休日の部活動を地域クラブ活動として市教育委員会の管理下に置き、休日の部活動の地域展開に取り組んだ。															
		<table><tr><td>項 目</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>地域クラブ活動</td><td>169 クラブ</td><td>165 クラブ</td><td>169 クラブ</td></tr></table>				項 目	5 年度	6 年度	7 年度	地域クラブ活動	169 クラブ	165 クラブ	169 クラブ				
項 目	5 年度	6 年度	7 年度														
地域クラブ活動	169 クラブ	165 クラブ	169 クラブ														
取組の成果 (進捗状況)		(1) 部活動指導 部活動指導員の活用により、子どもたちは、専門的な指導を受けることができた。また、部活動指導員が部活動の運営を担うことにより、部活動指導を担う教員の在校等時間が80時間を超えることが少なくなった。															
		(2) 地域クラブ活動 地域クラブ活動では、多様な活動の場を提供するために、令和5年度に女子サッカークラブを新設した。また、令和6年度にはダンスクラブ、令和7年度にはリブロ（文芸）クラブを新設したことで、生徒は今までの部活動にはなかったクラブに参加することができた。 加えて、指導員の減少や在籍生徒数の減少などにより自校のみでの活動が困難となった地域クラブ活動を隣接する学校と合同化し、持続可能な活動の場を															

	提供できるように整備した。合同化によって、生徒は活動を諦めることなく活動を継続することができた。 さらに、地域クラブ活動により休日の部活動がなくなり、休日の部活動に携わっていた教員の負担が軽減された。
8 年度の主な実施予定	(1) 部活動指導 引き続き、部活動指導員を配置するとともに、地域クラブ活動との整合が図られるように、地域クラブ活動ガイドラインの作成にあわせ、平日の部活動のあり方について検討していく。 (2) 地域クラブ活動 市教育委員会管理下の休日の地域クラブ活動について、令和 10 年 10 月までに、地域等主体の地域クラブ活動へ展開するため、引き続き文化スポーツ振興課やスポーツふれあい財団、各種競技連盟等と連携し、地域等で主体となれるクラブ活動の発掘や育成等の環境整備に取り組む。 また、持続可能な活動をめざし、現在の地域クラブを前提とし、地域ごとで拠点化や隣接する地域クラブの合同化を行う。 加えて、令和 10 年 10 月以降に、国の示すガイドラインに沿った認定地域クラブ活動を展開するため、市独自の地域クラブ活動ガイドライン及び認定基準を作成する。
課題・今後の方向性	(1) 部活動指導 部活動指導員の配置を維持しながら、休日の地域クラブ活動との活動の連続性など、平日の部活動のあり方について、引き続き検討していく。 (2) 地域クラブ活動 市教育委員会管理下の休日の地域クラブ活動について、令和 10 年 10 月までに、地域等主体の地域クラブ活動への展開を進める。 加えて、地域クラブ活動の自主運営のための運営支援や地域に根づく民間企業によるクラブへの後援制度など、地域全体で地域クラブ活動を支える枠組みを検討する。 また、地域とともに生徒の活動の場を創出することをめざし、現在、既に地域に根付いてスポーツや文化に関わる活動をしている団体との連携を模索する。 経済的理由で地域クラブ活動へ参加できない生徒への支援を検討する。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
5	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	
	事務事業	教職員研修	
目的・事業概要	 自ら学び続け、人間性を磨く力である「素養」と個の学びを支え、集団を育てる専門技能である「指導力」、チームで支え、学校を動かす力である「マネジメント力」により、教育環境を整えるとともに、生涯にわたって自ら学び続ける子どもを育成する教師力の向上をめざした教職員研修を実施する。経験や職務に応じた研修や教職員の専門性を高める研修のほか、今日的な課題等の研究実践や先進校を視察し専門職としての見識と資質を高める研修を行い、本市の教育の充実と発展を図る。教職員研修として、現職教育研修と教育委員会主催の研修を実施する。		
取組状況 (事業実績)	当初予算額 8,323千円 (1) 現職教育研修 次の内容の研修を実施した。そのほか、教務主任研究部会等での情報共有や、中学校区での合同研修を実施した。 ア 学年・学級の指導計画の作成 イ 授業の基本的な流れの確立 ウ 資料の整備と充実 エ 資料分析の手法の共有 オ 児童生徒の意欲や意見を大切にした体験活動や実践活動の工夫 (2) 教育委員会主催の研修 次のとおり研修を実施した。各研修内容については、必要に応じて見直し、教職員のスキルの向上と平準化を図った。また、一人一台端末とクラウド環境を活用した授業実践を推進するため、校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭、初任者を対象にそれぞれ年1回の研修を実施した。そのほか、夏期研修として39講座を実施した。 ア 教科等指導・生徒指導研修 イ 専門研修・課題研修 ウ 職務研修（新任校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭、事務職員） エ 経験者研修（初任者、1年、2年、5年、10年） オ 社会科副読本作成・理科学習資料作成等		
取組の成果 (進捗状況)	(1) 現職教育研修 各学校の実情に合わせた研修により、学校の経営方針及び研究課題が教職員に浸透した。また、学校における研修推進者である教務主任が、教務主任研究部会等を通じて各学校の現職研修について情報共有するとともに、授業改善や小中連携推進のため、中学校区で合同現職研修を実施するなど、現職教育研修の平準化を図った。		

	(2) 教育委員会主催の研修 経験別及び職務別の研修で教職員として必要な能力の確認をした。また、外部講師によるいじめ・不登校対策や特別支援教育などの研修に参加したり、研修時に他校の教職員と交流したりすることにより、教職員が新たな視点や知識を得て児童生徒の指導に役立てることにつながった。
8 年度の主な実施予定	(1) 現職教育研修 次の内容の研修を実施する。そのほか、教務主任研究部会等での情報共有や、中学校区での合同研修を実施する。 ア 学年・学級の指導計画の作成 イ 授業の基本的な流れの確立 ウ 資料の整備と充実 エ 資料分析の手法の共有 オ 児童生徒の意欲や意見を大切にした体験活動・実践活動の工夫 (2) 教育委員会主催の研修 次のとおり研修を実施する。なお、各研修内容については、必要に応じて見直し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた内容も積極的に取り入れる。 また、教頭、教務主任、学校推薦者及び初任者に対し、夏期研修で、一人一台端末とクラウド環境を活用した授業実践に関する研修を実施する。 ア 教科等指導・生徒指導研修 イ 専門研修及び課題研修 ウ 職務研修（新任校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭、事務職員） エ 経験者研修（初任者、1 年、2 年、5 年、10 年） オ 社会科副読本作成・理科学習資料作成等
課題・今後の方向性	(1) 現職教育研修 次期学習指導要領の改訂を見据えた授業改善を軸として、子どもの実態に即した校内研修を実施することで、教職員の授業力向上を図る。 (2) 教育委員会主催の研修 毎年度多数の新規採用があり、経験の浅い教職員の力量向上を図る必要があるため、教職員の力量向上のために創意工夫を重ね、効果の大きい研修を計画し、実施する。 また、働き方改革を推進していく中で、教育の質の維持や向上を図る必要がある。管理職には行事の精選、I C T やクラウド環境を活用した業務の効率化、教職員の意識改革など、業務改善が求められているため、教育委員会として管理職に指導や助言を行う。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																				
6	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																				
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。																					
事 務 事 業		きめ細かな教育対応																					
目的・事業概要		教科指導講師、学習支援講師、学校生活支援員を配置し、個々の児童生徒に対するきめ細かな指導や支援を行い、学力向上を図る。また、心身の健全育成を目的として、大規模校における健康相談の充実を図るため、養護担当講師（養護教員免許有）を配置する。																					
取 組 状 況 （事業実績）		当初予算額 171,497千円 (1) 少人数指導及びティーム・ティーチング 計画的な授業の進捗や学力向上のために、教科指導講師や学習支援講師を配置し、少人数指導やティーム・ティーチングによるきめ細かな個別の学習支援を行った。 (2) 教科指導講師、学習支援講師、学校生活支援員の配置 学年やクラスの状況は様々なことから、学校経営にとって少人数指導と特別支援教育支援のどちらでの対応が適しているかを、個別のケースに応じて判断し、状況に応じて教科指導講師、学習支援講師、学校生活支援員を柔軟に配置した。 <table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>教科指導講師等 配置数 ※1</td><td>117人</td><td>128人</td><td>124人</td><td>119人</td><td>126人</td></tr><tr><td>学校生活支援員 配置数 ※2 (令和元年度までは特別支援教育支援員)</td><td>86人</td><td>90人</td><td>93人</td><td>96人</td><td>99人</td></tr></table> ※1 教科指導講師等は、教科指導講師、学習支援講師及び養護担当講師の総称。 ※2 令和2年度に、特別支援教育介助員と特別支援教育支援員を、学校生活支援員として統合した。令和5年度から、新たに主任学校生活支援員を配置した。 (3) 養護教諭支援 県の加配が得られない、児童数850人以下の小学校及び生徒数800人以下の中学校で、1人の養護教諭では対応が困難な大規模の学校について、引き続き2人体制とした。 (4) I C Tの有効活用 児童生徒に関する教員相互の情報共有をクラウド上で実施するなど、I C Tを有効活用し、教員がきめ細かな指導や支援ができる環境を整備した。				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	教科指導講師等 配置数 ※1	117人	128人	124人	119人	126人	学校生活支援員 配置数 ※2 (令和元年度までは特別支援教育支援員)	86人	90人	93人	96人	99人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																		
教科指導講師等 配置数 ※1	117人	128人	124人	119人	126人																		
学校生活支援員 配置数 ※2 (令和元年度までは特別支援教育支援員)	86人	90人	93人	96人	99人																		

取組の成果 (進捗状況)	(1) 少人数指導及びティーム・ティーチング 学校生活や学習に困り感を持っている児童生徒への個別の対応やきめ細かな指導を行うことが可能となり、学習に前向きに取り組むようになるなどの成果が認められた。 (2) 教科指導講師、学習支援講師、学校生活支援員の配置 複数の教員が連携して学級運営に取り組めるようになり、十分な目配りや細かな指導を行うことが可能となったほか、円滑な学級運営を図ることができた。 (3) 養護教諭支援 複数の養護教諭で保健室運営に取り組むことで、迅速な健康相談が可能となり、児童生徒の心の安定を図ることができた。 (4) ICTの有効活用 ICTとクラウド環境を日常的に有効活用した児童生徒に関する教員相互の情報共有を進めた結果、チーム対応や教員のきめ細かな指導や支援につながった。
8年度の主な実施予定	(1) 各小学校の高学年では、教員の状況に応じて、英語を中心とした複数教科で教科担任制を導入する。一人一台端末の活用と組み合わせて、分かりやすい授業を実施することで、興味や関心を高め、主体的・対話的で深い学びの実現を推進する。 (2) 教科指導講師、学習支援講師及び学校生活支援員の配置について、学校の状況に合わせた最適な人数が配置できるように運用を研究していく。 (3) 養護教諭支援として、引き続き大規模校における2人体制を継続する。 (4) 児童生徒に関する教員相互の情報共有を進め、チーム対応や教員のきめ細かな対応を促進するため、さらなるICTとクラウド環境の活用に取り組む。
課題・今後の方向性	令和2年度から段階的に実施してきた小学校高学年での教科担任制の全校実施や、一人一台端末の活用推進など、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けて研究していく。 また、社会の変化が大きく、予測困難な時代を生きる子どもたちは、義務教育修了後も学びを必要とする場面が多くあることが想定される。これまで国の教育研究開発事業の委託を受け、生涯にわたって自ら学びを進めていくことができる児童生徒の育成をめざし、情報活用能力を中心とする学習の基盤的資質・能力を育成する教育課程の開発・運用・評価を4年にわたり行ってきた。本教育課程の実効性は児童生徒の実態や、様々な観点からの評価結果から明らかになっている。今後は、この4年間の研究開発で積み上げてきた「情報の時間」の研究成果を基盤として、次期学習指導要領改訂の方向性に合わせて、これまでの「情報の時間」を「情報活用能力育成」と「探究基礎」の2本の柱へと再編し、研究開発を進めていく。また、この研究成果を全校に広げることで、社会の変化に応じたきめ細やかな教育の対応をめざしていく。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																		
7	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																		
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。																			
事 務 事 業		語学指導																			
目的・事業概要		(1) 日本語の理解が十分でない外国籍児童生徒などに適切な指導を行い、学校への適応を進めるため、日本語教育の指導ができる講師を派遣する。 (2) 「言語や文化に対する体験的な理解」、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」、「外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ」を推進し、児童生徒の外国文化に対する理解を深め、国際的なコミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手（A L T : Assistant Language teacher）を各小中学校に配置する。																			
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 74,765千円 (1) 日本語教育講師（7人）を小中学校に配置した。愛知教育大学が作成した小学校ガイドブックや中学校ガイドブックを必要に応じて配付し、適切な日本語を指導するとともに、学校生活への適応を支援した。また、日本語教育講師連絡会を行い、指導状況や指導法について情報交換を行った。 派遣回数 原則として週1回、連続する2時間（2年間で上限） <table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>小学校指導校数 (対象児童数)</td><td>25 校 (63人)</td><td>24 校 (80人)</td><td>24 校 (88人)</td><td>29 校 (109人)</td><td>28 校 (129人)</td></tr><tr><td>中学校指導校数 (対象生徒数)</td><td>12 校 (27人)</td><td>9 校 (22人)</td><td>10 校 (29人)</td><td>10 校 (28人)</td><td>12 校 (37人)</td></tr></table> ※ 指導校数及び対象児童数は県費講師の指導分を含む。 (2) 小中学校を13ブロックに分けてA L T 13人を配置した。また、A L Tの活用方法として、A L Tが教職員に対する研修を実施したほか、土曜チャレンジ・アップ教室において「英語であそぼう♪」のプログラムを12回実施した。また、夏休み期間中に、少年自然の家において中学生を対象にイングリッシュキャンプを実施した。 イングリッシュキャンプ参加生徒数 令和6年度 51人 令和7年度 67人		項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	小学校指導校数 (対象児童数)	25 校 (63人)	24 校 (80人)	24 校 (88人)	29 校 (109人)	28 校 (129人)	中学校指導校数 (対象生徒数)	12 校 (27人)	9 校 (22人)	10 校 (29人)	10 校 (28人)	12 校 (37人)
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																
小学校指導校数 (対象児童数)	25 校 (63人)	24 校 (80人)	24 校 (88人)	29 校 (109人)	28 校 (129人)																
中学校指導校数 (対象生徒数)	12 校 (27人)	9 校 (22人)	10 校 (29人)	10 校 (28人)	12 校 (37人)																
取組の成果 (進捗状況)		(1) 日本語教育が必要な児童生徒に、日本語教育講師を派遣して指導を行うことにより、言語だけでなく、文化的な背景の違いによる学校生活の困難を解消できた。県費の語学指導員を必要に応じて保護者懇談会に同席させることで、外国籍児童生徒の進路指導を円滑に進める一助となった。また、日本語教育講師が対応できない、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語以外の言語を母語とする児童生徒には、一人一台端末のクロームブックにある翻訳機能の活用や多言語翻訳機の貸し出しを行い、学校生活の困難を解消できた。 (2) A L Tを各学校に配置して、教員と協同で授業をすることにより、小学生は積極的に英語を使うようになり、中学生は、正確な聞き取りや発音の習得ができるようになった。																			

8年度の主な実施予定	(1) 日本語教育講師9人を小中学校に配置するとともに、愛知教育大学が作成した小学校ガイドブックや中学校ガイドブックを必要に応じて配付し、適切な日本語を指導するとともに、学校生活への適応を支援する。 (2) 英語専科の教科指導講師とALTの配置により、実践的な英語教育を展開する。また、教職員に対する研修や授業外における活動にもALTを活用していく。 令和6年度から実施したイングリッシュキャンプについても継続して実施する。
課題・今後の方向性	(1) 日本語の話せない外国籍児童生徒の学校適応を進め、共生社会の一員として必要となる日本語能力を身につけるため、日本語教育適応学級や特別な教育課程を含めた日本語教育のあり方を引き続き研究する。 (2) 引き続き、英語専科の教科指導講師やALTの配置、イングリッシュキャンプの実施により、英語教育における児童の主体的な学びを推進する。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																																
8	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																																
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。																																	
事務事業	就学援助																																		
目的・事業概要	経済的な理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助することにより義務教育の円滑な実施を図る。 対象者 要保護者（生活保護受給者） 準要保護者（要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者） 支給費目 学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（新入学準備費）、卒業アルバム代、オンライン学習通信費、学校給食費、通学費、医療費																																		
取組状況 (事業実績)	当初予算額 294,286千円																																		
	(1) 支給内訳																																		
	<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr><tr><th>支給額（限度額）</th><th>支給額（限度額）</th></tr><tr><td>学用品費</td><td>11,630 円</td><td>22,730円</td></tr><tr><td>校外活動費 (宿泊を伴わないもの)</td><td>2,200 円</td><td>3,300 円</td></tr><tr><td>校外活動 (宿泊を伴うもの)</td><td>4,000 円</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>修学旅行費</td><td>25,000 円</td><td>60,910 円</td></tr><tr><td>新入学児童生徒学用品費 (新入学準備費)</td><td>57,060 円</td><td>63,000 円</td></tr><tr><td>卒業アルバム代</td><td>11,000 円</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>オンライン学習通信費</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td>245 円／1 食</td><td>285 円／1 食</td></tr><tr><td>医療費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr></table>			項 目	小学校	中学校	支給額（限度額）	支給額（限度額）	学用品費	11,630 円	22,730円	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	2,200 円	3,300 円	校外活動 (宿泊を伴うもの)	4,000 円	12,000 円	修学旅行費	25,000 円	60,910 円	新入学児童生徒学用品費 (新入学準備費)	57,060 円	63,000 円	卒業アルバム代	11,000 円	10,000 円	オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円	学校給食費	245 円／1 食	285 円／1 食	医療費	実費	実費
	項 目	小学校	中学校																																
		支給額（限度額）	支給額（限度額）																																
	学用品費	11,630 円	22,730円																																
	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	2,200 円	3,300 円																																
	校外活動 (宿泊を伴うもの)	4,000 円	12,000 円																																
	修学旅行費	25,000 円	60,910 円																																
	新入学児童生徒学用品費 (新入学準備費)	57,060 円	63,000 円																																
卒業アルバム代	11,000 円	10,000 円																																	
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円																																	
学校給食費	245 円／1 食	285 円／1 食																																	
医療費	実費	実費																																	
(2) 対象者																																			
<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>要保護者数</td><td>133 人</td><td>145 人</td><td>139 人</td><td>130 人</td><td>141 人</td></tr><tr><td>準要保護者数</td><td>2,566 人</td><td>2,486 人</td><td>2,741 人</td><td>2,743 人</td><td>2,742 人</td></tr></table>			項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	要保護者数	133 人	145 人	139 人	130 人	141 人	準要保護者数	2,566 人	2,486 人	2,741 人	2,743 人	2,742 人															
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																														
要保護者数	133 人	145 人	139 人	130 人	141 人																														
準要保護者数	2,566 人	2,486 人	2,741 人	2,743 人	2,742 人																														
取組の成果 (進捗状況)	国の要保護児童生徒援助費補助金の単価増額に合わせ、卒業アルバム代やオンライン学習通信費の支給額（限度額）を増額したことで、義務教育の円滑な支援につながった。																																		

8 年度の主な実施予定	従来と同様の項目で援助を継続する。 令和8年度入学分から新入学児童生徒学用品費（新入学準備費）については、国の基準単価に合わせ、小学校は 57,060 円から 64,300 円、中学校は 63,000 円から 81,000 円へ支給額を増額する。
課題・今後の方向性	国や他自治体の動向を注視し、必要に応じて単価の増額や費目の追加の検討をしていく。 また、物価上昇を始めとする昨今の経済状況の変化を踏まえ、認定基準の見直しを引き続き検討していく。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課
9	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	
事務事業		幼保小連携推進	
目的・事業概要 		幼稚園、保育園、認定こども園、小学校に在籍する教員や保育士等が幼保小の連携に関する意見交換を行い、円滑な連携のための交流を深め、小1プロブレム防止等の具体的な連携方策を検討する。	
取組状況 (事業実績)		当初予算額 508 千円 (1) 春日井市幼保小連携推進会議を開催し、幼稚園・保育園・認定こども園（以下「園」という。）と小学校が、それぞれ意見交換のテーマを持ち寄り、架け橋期における対応や、特別な支援や配慮を必要とする子どもの情報の共有の仕方などについて意見交換を行った。 (2) 保護者に対して入学説明会を実施した。 (3) 地域の園児を学校行事や学校見学に招待した。 (4) 小学校スタートブックの改訂を行い、園に配付した。 (5) 園と小学校がより連携を深めるための取組として、連携窓口担当者会議を開催し、情報交換を行った。 (6) 交流等を行う日程調整が円滑に行えるように、小学校各校の主要行事の日程一覧表を作成し、園に配付した。 (7) 保育課と連名で、園と小学校に対し、教員や保育士等が相互の取組を見学する体制が整うように提言した。	
取組の成果 (進捗状況)		(1) 園と小学校が、相互の取組について情報を共有することができた。また、それぞれの実情を知る機会とするとともに、相互に期待することなどについて意見交換をすることで、互いの理解を深めることができた。 (2) 入学に向けて準備すべきことや、校内の様子を確認してもらうことで、保護者の不安解消につながった。 (3) 園児に学校行事を直接見てもらうことができ、学校の楽しさを伝えることができた。 (4) 小学校スタートブックを配付することで、幼児と保護者の不安軽減だけでなく、小学校入学への期待感につなげることができた。 (5) 連携窓口担当者会議の開催により、担当者同士の顔が見える関係が構築された。 (6) 小学校各校の主要行事の日程一覧表を配付したことで、交流等の日程調整が円滑に進んだ。	

8 年度の主な実施予定	(1) 幼保小連携推進会議を開催し、架け橋期における連携について意見交換を行う。 (2) 保護者に対して入学説明会を実施する。 (3) 園児を学校行事に招待する。 (4) 小学校スタートブックを改訂し、配付する。 (5) 園と小学校が、より連携を深めるための取組として、連携窓口担当者会議を開催し、情報交換を行う。 (6) 幼保小連携推進会議において意見交換及び共有された情報を広く他の園や小学校と共有するため、会議レポート等を作成し、配付する。 (7) 園の現場において、小学校におけるスタートカリキュラムの理解が深まるように、その周知や、各園で活用できる研修資料の作成に取り組む。 (8) 園と小学校に在籍する教員と保育士等が相互の活動を見学し、小1プロブレム防止に向けた学びの連続の方策を検討する。
課題・今後の方向性	(1) 全ての児童が直面し得る小1プロブレムの防止のため、幼保小連携推進会議において、具体的な課題を取り上げた意見交換を行い、問題意識の統一を図る。また、同会議の議事録などを作成し、広く他の園や小学校と共有する。 (2) 園と小学校が現場レベルでの具体的な連携を深めるため、連携窓口担当者会議を引き続き開催し、さらなる情報交換ときめ細やかな連携につなげる。 (3) 園と小学校が連携した具体的な取組内容を取りまとめ、全ての園と小学校で情報共有することにより、効果的な取組の水平展開を図る。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																																									
10	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																																									
	基本的な方向性	1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。																																										
	新たな学校づくり推進																																											
目的・事業概要		全国的な少子化の進展に伴い児童生徒数は減少を続けており、本市においても同様に減少していくと推定される中、将来を見据え、より良い教育環境を実現していくために、小中学校の適正規模及び適正配置の視点から新たな学校づくりの検討を行う。																																										
取組状況（事業実績）		令和7年2月に策定した「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」に基づき、最優先に検討を進めている坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の5つの中学校区において、保護者、子ども、地域の方を対象にアンケートを実施した。その結果を踏まえ、小中学校ごとに意見交換会を開催し、その後は中学校区ごとに開催し、学校統合に向けた対話や議論を積み重ねている。 また、学校統合に向けた取組の進捗状況を保護者や地域の方に周知するため、中学校区ごとに情報紙「学校のこれから通信」を発行した。 (1) アンケート <table><tr><th>対象者</th><th>実施期間</th><th>区分</th><th>回答者数</th></tr><tr><td rowspan="2">保護者</td><td rowspan="2">5月19日～6月6日</td><td>就学児</td><td>2,127人</td></tr><tr><td>未就学児</td><td>472人</td></tr><tr><td rowspan="2">子ども</td><td rowspan="2">5月19日～6月11日</td><td>中学生</td><td>1,171人</td></tr><tr><td>小学生</td><td>1,596人</td></tr><tr><td>地 域</td><td>6月26日～7月13日</td><td>—</td><td>436人</td></tr></table> (2) 意見交換会 <table><tr><th>中学校区</th><th>開催回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>坂下中学校区</td><td>6回</td><td>122人</td></tr><tr><td>藤山台中学校区</td><td>3回</td><td>35人</td></tr><tr><td>岩成台中学校区</td><td>4回</td><td>70人</td></tr><tr><td>藤山台・岩成台中学校区（合同）</td><td>1回</td><td>52人</td></tr><tr><td>高森台中学校区</td><td>5回</td><td>107人</td></tr><tr><td>石尾台中学校区</td><td>6回</td><td>141人</td></tr></table>		対象者	実施期間	区分	回答者数	保護者	5月19日～6月6日	就学児	2,127人	未就学児	472人	子ども	5月19日～6月11日	中学生	1,171人	小学生	1,596人	地 域	6月26日～7月13日	—	436人	中学校区	開催回数	参加者数	坂下中学校区	6回	122人	藤山台中学校区	3回	35人	岩成台中学校区	4回	70人	藤山台・岩成台中学校区（合同）	1回	52人	高森台中学校区	5回	107人	石尾台中学校区	6回	141人
対象者	実施期間	区分	回答者数																																									
保護者	5月19日～6月6日	就学児	2,127人																																									
		未就学児	472人																																									
子ども	5月19日～6月11日	中学生	1,171人																																									
		小学生	1,596人																																									
地 域	6月26日～7月13日	—	436人																																									
中学校区	開催回数	参加者数																																										
坂下中学校区	6回	122人																																										
藤山台中学校区	3回	35人																																										
岩成台中学校区	4回	70人																																										
藤山台・岩成台中学校区（合同）	1回	52人																																										
高森台中学校区	5回	107人																																										
石尾台中学校区	6回	141人																																										
取組の成果（進捗状況）		児童生徒数推計、アンケート結果、地域の特性及び意見交換会での意見を踏まえ、各中学校区における学校統合に向けた市の考え方を示した。 (1) 坂下中学校区 「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）」を示し、市民意見公募（パブリックコメント）を実施した。基本方針（中間案）では、坂下中学校は今後の生徒数の推移を見守ることとし、小学校は、坂下小学校・西尾																																										

	小学校・神屋小学校の3校の統合に向けて検討を進めることとした。 (2) 藤山台中学校区・岩成台中学校区 合同の意見交換会を開催し、藤山台中学校区と岩成台中学校区の学校統合に向けて検討を進める考え方を示した。また、その意見交換会の中で、学校統合に向けた思いや課題について両中学校区の住民の考えを共有した。 (3) 高森台中学校区 隣接する中学校区を含めた学校統合に向けて検討を進める考え方を示した。 (4) 石尾台中学校区 隣接する中学校区を含めた学校統合に向けて検討を進める考え方を示した。 また、意見交換会の参加者から「保護者の声をもっと聴いてほしい。」との意見があり、保護者を対象とした意見交換会も開催した。
8年度の主な実施予定	最優先に検討を進めている5つの中学校区において、学校統合に向けた基本方針を策定するとともに、保護者や地域の代表者などからなる懇談会を設置し、学校統合の必要性を含め、より具体的な検討を進める。
課題・今後の方向性	子どもたちにとってより良い教育環境の実現を図るため、保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら、魅力ある学校となるように引き続き丁寧に検討を進める。 (1) 坂下中学校区 学校統合に向けた基本方針を策定した後、学校づくりを考える懇談会において、より具体的な検討を進める。また、懇談会での意見交換を踏まえ、中学校区全体の保護者や地域の方を対象に意見交換会を開催する。 (2) 藤山台・岩成台中学校区 合同の意見交換会を開催する。学校統合に向けた基本方針については、高蔵寺ニュータウン地区全体の基本方針として策定を進める。基本方針策定後は学校づくりを考える懇談会を組織し、より具体的な検討を進める。 (3) 高森台・石尾台中学校区 各中学校区で意見交換会を実施した後に、合同の意見交換会を開催する。学校統合に向けた基本方針については、高蔵寺ニュータウン地区全体の基本方針として策定を進める。基本方針策定後は学校づくりを考える懇談会を組織し、より具体的な検討を進める。 (4) 情報提供 保護者や地域の方に、検討状況や意見交換会の内容などの情報を市ホームページや情報紙「学校のこれから通信」で積極的に発信する。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
11	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課
	基本的な方向性	2 家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。	
事務事業		学校と地域の連携推進	
目的・事業概要  		(1) 開かれた学校づくりを一層進めるため、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させ、その協力を得るとともに、学校運営の状況を広く周知し、地域からの信頼と理解を深める。 (2) 子どもたちの「生きる力」を地域全体で育むため、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進する。	
取組状況 (事業実績)		当初予算額 6,751 千円 (1) 学校評議員（各学校3～5人の計207人） 小中学校ごとに、学校評議員を委嘱して、各学期1回の学校評議員会議を開催するとともに、年3回程度の意見聴取を行った。 (2) 学校と地域の連携推進 ア 藤山台中学校区（藤山台小学校、藤山台中学校） 藤山台中学校区内の学校が地域と協働して連携を高め、さらには、「まち育て」に貢献することを目的として平成28年から設置していた藤山台中学校区学校地域連携協議会を発展させ、地域とともにある学校づくりをめざして、令和6年4月に藤山台学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置した。 (ア) 令和6年4月、学校支援活動の調整役として、小中学校長が推薦した地域住民2人を地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）に委嘱した。 (イ) 令和7年度は6回開催した。 イ 石尾台小学校区 石尾台小学校が地域と協働して連携を深め、さらには地域の活性化につながっていくことを目的として、令和4年1月に石尾台小学校区学校地域連携協議会を設置した。 (ア) 令和6年4月、学校支援活動の調整役として、小学校長が推薦した地域住民2人を地域コーディネーターに委嘱した。 (イ) 令和7年度は10回開催した。 ウ 他の小学校区 藤山台中学校区と石尾台小学校区の間で、他の小学校区においても水平展開を進めるため、まずは他の小学校区での地域コーディネーターの委嘱を進めた。また、他の校区での工夫や取組を共有できるように、地域コーディネーター交流会を開催した。令和7年4月に大手小学校で学校地域連携協議会が発足した。	

取組の成果 (進捗状況)	(1) 学校評議員 ア 学校・家庭・地域との協働や連携について話し合いを深めた。また、学校の取組に関する自己評価結果を評議員と共有し、意見をいただくことで、学校運営の透明性を高めるとともに、運営の改善に役立てることができた。 イ 学校が抱える問題を共有することで、学校運営に対する地域住民の理解や協力を得ることができた。 ウ あいさつ運動などについて、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映できた。 (2) 学校と地域の連携推進 ア 藤山台学校運営協議会では、地域の子どもにどのような体験の機会があるかとよいかを話し合い、防災学習や中学校体育館の内壁をスクリーンとして利用できるように塗装することを企画し実施した。また、学校の要望を受けて、地域が組織的かつ主体的に、学校内除菌作業や登校時の見守り活動、花壇整備等の学校環境整備を継続して行い、多くのボランティアが参加した。 イ 市内で2番目の学校地域連携協議会として発足した石尾台小学校区学校地域連携協議会では、学校の要望を受けて、地域が組織的かつ主体的に、校内除草作業や登校時の見守り活動、花壇整備等の学校環境整備を行った。多くのボランティアが参加し、学校と地域が協働して連携を高めることができ、地域の活性化にもつながった。 ウ 新たに大手小学校において学校地域連携協議会が発足し、連携を推進する仕組みが整備された。 エ 地域コーディネーター交流会の開催により、地域コーディネーター同士の横のつながりが生まれるとともに、経験の浅い地域コーディネーターが経験豊富な地域コーディネーターの活動を知ること、自らの今後の活動のイメージを持つことができた。
8年度の主な実施予定	(1) 学校評議員 小中学校に学校評議員を設置し、各学期1回の学校評議員会議を開催するとともに、年3回程度の意見聴取を行う。 (2) 学校と地域の連携推進 ア コミュニティ・スクールの運営に関する支援 イ コミュニティ・スクールの導入に関する支援 ウ 学校地域連携協議会に関する支援 エ 西山小学校、神屋小学校の学校地域連携協議会の立ち上げ支援 オ 小学校における地域コーディネーターの委嘱の推進 カ 地域コーディネーター交流会の開催

課題・今後の方向性	(1) 学校評議員 子どもの健やかな心身を育むため、学習指導要領や春日井市教育大綱等で推進している学校・家庭・地域の連携を実施していく。コミュニティ・スクールを導入した学校は、順次、学校評議員制度から移行する。 (2) 学校と地域の連携推進 地域コーディネーターの活動を支援するため、地域コーディネーター交流会を開催し、地域コーディネーター同士でノウハウを共有する機会を設ける。 石尾台小学校区においては、コミュニティ・スクールの指定を検討する。 春日井市コミュニティ・スクール導入計画に基づき、尾東小学校を除く全小学校において、令和9年度末までに地域コーディネーターの委嘱、令和10年度末までにコミュニティ・スクール導入をめざす。
------------------	--

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名														
12	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課														
	基本的な方向性	2 家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。															
事 務 事 業		職場体験学習															
目的・事業概要		子どもたちが将来の生き方について真剣に考え、働くことへの意欲が向上するとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するために、段階的なキャリア教育と、その中心として職場体験学習を実施する。															
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 536 千円 (1) 「魅力あるあいちキャリアプロジェクト キャリアスクールプロジェクト」として、生徒が職業の魅力を感じ、望ましい勤労観や職業観を醸成できるように中学1年生から3年生までの系統的なキャリア教育を実施した。体験を交えた職業人による講話会や修学旅行時の企業訪問など、職場体験に替わるキャリア教育を各学校が工夫して展開した。 (2) 各中学校で、1年生から3年生まで系統立てて職業に就いて働く意義や、将来の夢などについて学習する機会を設定してきた。 <table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>中止</td><td>3</td><td>199</td><td>529</td><td>342</td></tr></table>				項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	事業所数	中止	3	199	529	342
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度												
事業所数	中止	3	199	529	342												
取組の成果 (進捗状況)		(1) 職場体験を通じて、生徒がいきいきと活動する様子が見られ、生徒の職業観や勤労観の育成につながり、生徒にとって有意義な時間となった。また、下級生への体験報告会を行うことで学んだことをより深めさせることができた。 (2) 将来の職業選択を漠然と捉えていた生徒が多かったが、職業調べや職業人による講話会を行うことで、職業についての関心や自分の将来について、また、自分の適性について真剣に考える姿が見られるようになった。 (3) キャリアパスポートの活用も徐々に進み、過去の自分の記述を読み返し、振り返ることで、新たな学習活動の意欲につながったり、将来の生き方について考えたりする機会を整えることができた。															
8年度の主な実施予定		「魅力あるあいちキャリアプロジェクト キャリアスクールプロジェクト」として、生徒が職業の魅力を感じ、望ましい勤労観や職業観を醸成できるように、職場体験学習を核とした中学1年生から3年生までの系統的なキャリア教育を実施する。また、体験機会の拡大を図るとともに、校内で実施できる体験を含んだ講義や職場体験プログラムを取り入れるなど、様々な形の職業体験についても検討していく。															

課題・今後の方向性	本事業は、愛知県委託事業の「キャリアスクールプロジェクト」として実施しており、職場体験学習を核とした中学校3年間のキャリア教育を推進するための取組である。各中学校では、中学2年生での職場体験を実施する一方で、受け入れ事業所の確保の難しさや準備等の教員への負担、体験活動を各生徒のよりよい進路選択につなげるための活動などの課題がある。生徒たちの職業観を育む取組として職業人を招いた講話会や外部講師を招いた講座など、学校の負担を軽減しつつ、生徒たちが様々な職種に触れられ、3年間の見通しをもったキャリア教育が実現できるように研究していく。
------------------	--

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
13	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課
	基本的な方向性	2 家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。	
	事務事業	小学生交流学習	
目的・事業概要		児童の社会的視野を広げるとともに、春日井市の魅力について考え、理解を深めるため、男鹿市の児童との交流学習を実施する。  	
取組状況 (事業実績)		当初予算額 3,382 千円 (1) 実施回数 37回 (昭和62年からの実績。令和2、3年度は中止。令和4年度はオンライン実施。) (2) 訪問児童 18人(小学校6年生) (3) 結団式 7月2日(水) (4) 男鹿市訪問 8月4日(月)～6日(水) (5) 報告会 8月27日(水) (6) 男鹿市受入れ 10月18日(土)～20日(月)(春日井まつりの期間に設定)	
取組の成果 (進捗状況)		男鹿市滞在を通じて異なる自然や文化に触れることで、児童が自分たちの住んでいる春日井市の良さに改めて気づくことができた。また、互いの市を訪問して直接交流することにより、人の温かさに触れ、人と関わることの大切さを学ぶことができた。 参加児童が各学校で発表し、自身が体験したことについて他の児童へ共有を図った。	
8年度の主な実施予定		男鹿市への訪問、男鹿市からの受け入れを実施する。ホームステイは、両市とも実施しない。 (1) 訪問児童 19人(学校番号が偶数の小学校6年生から各1人) (2) 結団式 6月23日(火) (3) 男鹿市訪問 8月3日(月)～5日(水) (4) 報告会 8月25日(火) (5) 男鹿市受入れ 10月17日(土)～19日(月)(春日井まつりの期間に設定)	
課題・今後の方向性		児童の移動の負担と経費の削減を図るため、8月の男鹿市への往復について、バスでの移動距離が短くなるように、利用する空港の変更について検討する。 本事業を持続可能なものとするため、交流相手である男鹿市と連携して、事業の実施方法や内容について、継続的に検討していく。	

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
14	施策	2 良好な教育環境の整備	いきがい推進課
	基本的な方向性	2 家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。	
事務事業		ふれあい教育セミナー	
目的・事業概要 		学校等に通う子とその保護者等が家庭教育の意義と役割を学び、子どもたちに社会性や思いやりの心など、豊かな人間性が育まれるように、家庭教育や地域教育の充実を図るためのセミナー実施に対して補助を行う。 要 綱 ふれあい教育セミナー補助金交付要綱（令和7年4月1日改正） 対 象 私立保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の各セミナー委員会 補 助 上記の各セミナー委員会に、年間10万円以内を交付 対象事業 (1) 家庭教育又は地域教育について学ぶ講座・講演会等 (2) 園及び学校等と保護者若しくは地域住民との交流又は保護者相互の交流の場を設け、連携、協力及び情報交換を図るもの (3) 保護者又は地域住民が子どもの心と体の健康の維持増進、日常生活の安全向上について学ぶ講座・講習会等 (4) 子どもと保護者又は地域住民とのふれあいの場を設けるもの その他条件 (1) 家庭教育又は地域教育について学ぶ講座・講演会等の1回以上の開催 (2) セミナーの3回以上の開催	
取組状況（事業実績）		当初予算額 3,455 千円 (1) ふれあい教育セミナー説明会（4月23日） 説明会参加数 36 団体 実施内容 目的・概要説明、事例・講師紹介 (2) 実施団体数 38 団体 （認定こども園1園、私立保育園3園、幼稚園9園、小学校21校、中学校4校） (3) 開催回数 169 回（うち託児付き41回）（中止7回） (4) 延参加者数 10,902 人（託児人数延べ161人） (5) 事業内容 セミナー委員会が実施した講座等に対し補助金を交付した。また、企画内容を充実させ、家庭教育力や地域教育力の向上を図るため、各委員会で開催した講座や講演会等の優良事例の紹介、愛知県が行う家庭教育関連事業や生涯学習情報サイトに登録されている講師等の情報提供を行うなどの支援をした。 《補助対象とした主な講座等》 「お料理教室～子どもの身体に優しいおやつについて学ぼう～」 「おこづかいの使い方を学ぶ」「防災セミナー」「性教育講座」ほか	

	<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>実施団体数</td><td>45 団体</td><td>47 団体</td><td>50 団体</td><td>47 団体</td><td>38 団体</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>127 回</td><td>172 回</td><td>214 回</td><td>213 回</td><td>169 回</td></tr><tr><td>延参加者数</td><td>11,652 人</td><td>11,594 人</td><td>13,146 人</td><td>11,593 人</td><td>10,902 人</td></tr></table>	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	実施団体数	45 団体	47 団体	50 団体	47 団体	38 団体	開催回数	127 回	172 回	214 回	213 回	169 回	延参加者数	11,652 人	11,594 人	13,146 人	11,593 人	10,902 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																				
実施団体数	45 団体	47 団体	50 団体	47 団体	38 団体																				
開催回数	127 回	172 回	214 回	213 回	169 回																				
延参加者数	11,652 人	11,594 人	13,146 人	11,593 人	10,902 人																				
取組の成果 (進捗状況)	芸術鑑賞会やスポーツ教室のほか、性教育やメンタルヘルス、子どものほめ方・しかり方講座など、セミナー委員会が実施する様々な講座に対して補助することで、家庭、学校、地域の交流・連携を深める機会を提供することができた。 一方、近年のPTA活動のあり方の変化や補助金利用団体の減少・固定化など補助金の効果が限定的であることが課題である。																								
8 年度の主な実施予定	7 年度をもって事業廃止。8 年度以降は、保育園、幼稚園、PTA 等で開催する家庭教育事業への講師派遣や市内公共施設での親子講座、家庭教育講座の拡充など、家庭教育事業の充実を図るための家庭教育推進事業を実施する。																								
課題・今後の方向性	家庭教育推進事業の実施 (1) 保育園、幼稚園、PTA 等で開催する家庭教育推進事業への講師派遣 保育園や幼稚園、PTA などが主体となって家庭教育講座を実施する場合、1 年度につき 1 団体 1 回（市職員の講師は回数制限無し）、市から講師を無料で派遣する。 (2) 子育て講座・家庭教育支援講座 公民館、ふれあいセンター等において親子講座の充実を図るとともに、保護者を対象とした家庭教育に関する講座も絡めた体系的な講座を拡充して開催する。 (3) オンライン配信による学習コンテンツの提供 自宅などで家事や育児の合間など、いつでも学ぶことができるよう、オンデマンド配信による講座を実施し、平日の講座への参加が困難な人への学習機会の提供をする。 (4) 子育て支援部局、学校教育部局と連携した情報発信 市の各部署において実施している子育て支援や家庭教育に関する情報を共有し、市ホームページ内に情報を集約したページを作成するなど、分かりやすい情報発信を行う。																								

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																														
15	施策	2 良好な教育環境の整備	学校給食課																														
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。																															
事 務 事 業		学校給食の充実																															
目的・事業概要		安全安心でおいしい学校給食を提供するため、愛知県の地場産物を使用し地産地消を推進するとともに、全国各地の郷土料理や児童生徒からの応募献立を始めとするバリエーション豊かな献立を提供する。																															
 																																	
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 3,029,943 千円																															
		(1) 学校給食 実施食数の推移																															
		<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>給食実施食数/日</td><td>25,421</td><td>25,223</td><td>25,067</td><td>24,725</td><td>24,161</td></tr></table>				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	給食実施食数/日	25,421	25,223	25,067	24,725	24,161																
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																												
給食実施食数/日	25,421	25,223	25,067	24,725	24,161																												
		(2) 愛知県の地場産物を使用した給食の実施 (牛乳・主食及び令和7年度食に関する指導全体計画によるもの)																															
		<table><tr><td>月</td><td>食 材</td><td>月</td><td>食 材</td></tr><tr><td>通年</td><td>牛乳（飲用） 米</td><td>10 月</td><td>チンゲンサイ サボテン（春日井市産）</td></tr><tr><td>4 月</td><td>ふき</td><td>11 月</td><td>白菜</td></tr><tr><td>5 月</td><td>たまねぎ</td><td>12 月</td><td>にんじん</td></tr><tr><td>6 月</td><td>サボテン（春日井市産） きくらげ（春日井市産）</td><td>1 月</td><td>キャベツ きくらげ（春日井市産）</td></tr><tr><td>7 月</td><td>サボテン（春日井市産）</td><td>2 月</td><td>ブロッコリー</td></tr><tr><td>9 月</td><td>とうがん</td><td>3 月</td><td>みつば</td></tr></table>				月	食 材	月	食 材	通年	牛乳（飲用） 米	10 月	チンゲンサイ サボテン（春日井市産）	4 月	ふき	11 月	白菜	5 月	たまねぎ	12 月	にんじん	6 月	サボテン（春日井市産） きくらげ（春日井市産）	1 月	キャベツ きくらげ（春日井市産）	7 月	サボテン（春日井市産）	2 月	ブロッコリー	9 月	とうがん	3 月	みつば
月	食 材	月	食 材																														
通年	牛乳（飲用） 米	10 月	チンゲンサイ サボテン（春日井市産）																														
4 月	ふき	11 月	白菜																														
5 月	たまねぎ	12 月	にんじん																														
6 月	サボテン（春日井市産） きくらげ（春日井市産）	1 月	キャベツ きくらげ（春日井市産）																														
7 月	サボテン（春日井市産）	2 月	ブロッコリー																														
9 月	とうがん	3 月	みつば																														
		<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>使用食材品目数</td><td>15</td><td>13</td><td>12</td><td>14</td><td>11</td></tr></table>				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	使用食材品目数	15	13	12	14	11																
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																												
使用食材品目数	15	13	12	14	11																												
		(3) 全国の郷土料理の提供 学校給食を通じて地域の食文化について学べるように、全国各地の郷土料理を献立に取り入れた。 令和7年度に提供した郷土料理（代表例） （愛知県）みそおでん、きしめん、おとしこし、（福岡県）ふき入りがめ煮、（沖縄県）ゴーヤチャンプルー、（山形県）いも煮、（秋田県）だまこ汁、（新潟県）のっぺ、（青森県）けの汁、（熊本県）だご汁																															
		(4) 応募献立の実施 魅力あるおいしい給食をめざすため、また、児童生徒の食への関心をより一層高めるため、地元の農産物を取り入れた家族で考えた献立や家庭の定番料理を募集し、学校給食の献立に採用した。																															

	<table><tr><th>項 目</th><th>3 年 度</th><th>4 年 度</th><th>5 年 度</th><th>6 年 度</th><th>7 年 度</th></tr><tr><td>応募数</td><td>298 点</td><td>163 点</td><td>241 点</td><td>274 点</td><td>366 点</td></tr><tr><td>給食採用献立数</td><td>7 点</td><td>7 点</td><td>7 点</td><td>7 点</td><td>6 点</td></tr></table>	項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	応募数	298 点	163 点	241 点	274 点	366 点	給食採用献立数	7 点	7 点	7 点	7 点	6 点
	項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度													
	応募数	298 点	163 点	241 点	274 点	366 点													
	給食採用献立数	7 点	7 点	7 点	7 点	6 点													
	<table><tr><th>採用献立名</th><th>実施月</th></tr><tr><td>キャベツ入り塩麻婆豆腐</td><td>令和 8 年 1 月</td></tr><tr><td>レンコンの青のり和え</td><td>令和 8 年 2 月</td></tr><tr><td>タッカルビ</td><td>令和 8 年 5 月</td></tr><tr><td>ケイちゃん</td><td>令和 8 年 6 月</td></tr><tr><td>サボテン入り肉野菜炒め</td><td>令和 8 年 10 月</td></tr><tr><td>キャベツとしらすのごまこん和え</td><td>令和 8 年 11 月</td></tr></table>	採用献立名	実施月	キャベツ入り塩麻婆豆腐	令和 8 年 1 月	レンコンの青のり和え	令和 8 年 2 月	タッカルビ	令和 8 年 5 月	ケイちゃん	令和 8 年 6 月	サボテン入り肉野菜炒め	令和 8 年 10 月	キャベツとしらすのごまこん和え	令和 8 年 11 月				
	採用献立名	実施月																	
	キャベツ入り塩麻婆豆腐	令和 8 年 1 月																	
	レンコンの青のり和え	令和 8 年 2 月																	
	タッカルビ	令和 8 年 5 月																	
	ケイちゃん	令和 8 年 6 月																	
サボテン入り肉野菜炒め	令和 8 年 10 月																		
キャベツとしらすのごまこん和え	令和 8 年 11 月																		
(5) 既存献立の見直し及び新献立の提案 献立ごとの残食率を集計し、残食率が高い献立については見直しを行うなど、献立作成の参考とした。また、魅力ある給食とするため、創意工夫した献立を考案し、試作や試食を行った上で、新しい献立を決定した。																			
<table><tr><th>項 目</th><th>3 年 度</th><th>4 年 度</th><th>5 年 度</th><th>6 年 度</th><th>7 年 度</th></tr><tr><td>残食率</td><td>6.56%</td><td>6.57%</td><td>6.81%</td><td>6.93%</td><td>7.49%</td></tr></table>	項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	残食率	6.56%	6.57%	6.81%	6.93%	7.49%							
項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度														
残食率	6.56%	6.57%	6.81%	6.93%	7.49%														
取組の成果 (進捗状況)	(1) 愛知県の地場産物や全国各地の郷土料理を学校給食で提供することにより、児童生徒が各地域の伝統や文化、農業を始めとする産業に興味を持つことにつながった。 (2) 児童生徒から募集した献立のうち、優秀な献立を提供することにより、児童生徒に学校給食を身近なものと感じさせ、関心を高めることができた。																		
8 年度の主な実施予定	(1) 愛知県の地場産物を使用した給食の実施 使用する地場産物 11 品目 (2) 応募献立の実施 採用された献立は、令和 9 年 1 月から順次提供																		
課題・今後の方向性	(1) 地産地消の推進のため、地場産物の収穫期に合わせた魅力ある献立の作成に取り組むとともに、全国各地の郷土料理や児童生徒からの応募献立を取り入れることを継続的に行うことで献立のバリエーションを増やし、学校給食の充実に努めていく。 (2) 近年、残食率は増加しており、特に主食の残食が多い傾向がある。残食率が高い献立の見直しや、主食の食べ残しが少なくなるような献立を取り入れる工夫を引き続き行っていく。																		

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																																																																								
16	施策	2 良好な教育環境の整備	学校給食課																																																																								
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。																																																																									
事 務 事 業	学校給食における食物アレルギー対応の充実																																																																										
目的・事業概要	2 学校給食 3 アレルギー対応 アレルギーのある児童生徒が他の児童生徒と一緒に給食を楽しんで食べることができるように、「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づき、安全性を最優先とした小中学校共通のルールで食物アレルギー対応を行う。																																																																										
取 組 状 況 (事業実績)	当初予算額 (No.15「学校給食の充実」に含む。) (1) 学校給食における食物アレルギー対応 令和2年度に作成した「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づき、安全性を最優先とした小中学校共通のルールで食物アレルギー対応を行った。また、保護者の基本方針への理解を促すため、説明会の開催及び説明動画の市ホームページへの掲載を行った。 ア 卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供 卵・乳・えび・かににアレルギーがあり、医師から配慮が必要と診断された児童生徒に対し、アレルギー給食専用調理室でこれらの食材を一切使用せずに調理した給食を提供した。 イ 通常給食における無配膳対応 何らかの食物アレルギーがあり、医師から配慮が必要と診断された児童生徒には、通常給食のうち、アレルギー原因食物を含む料理を提供しない無配膳対応を行った。 アレルギー給食対象人数 (年度当初) <table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>小 1</td><td>34 人</td><td>24 人</td><td>20 人</td><td>18 人</td><td>23 人</td></tr><tr><td>小 2</td><td>35 人</td><td>28 人</td><td>25 人</td><td>22 人</td><td>22 人</td></tr><tr><td>小 3</td><td>26 人</td><td>33 人</td><td>29 人</td><td>21 人</td><td>18 人</td></tr><tr><td>小 4</td><td>28 人</td><td>24 人</td><td>29 人</td><td>28 人</td><td>18 人</td></tr><tr><td>小 5</td><td>19 人</td><td>24 人</td><td>24 人</td><td>30 人</td><td>27 人</td></tr><tr><td>小 6</td><td>19 人</td><td>18 人</td><td>27 人</td><td>22 人</td><td>28 人</td></tr><tr><td>小学計</td><td>161 人</td><td>151 人</td><td>154 人</td><td>141 人</td><td>136 人</td></tr><tr><td>中 1</td><td>6 人</td><td>11 人</td><td>13 人</td><td>27 人</td><td>18 人</td></tr><tr><td>中 2</td><td>10 人</td><td>8 人</td><td>10 人</td><td>13 人</td><td>25 人</td></tr><tr><td>中 3</td><td>2 人</td><td>9 人</td><td>8 人</td><td>9 人</td><td>12 人</td></tr><tr><td>中学計</td><td>18 人</td><td>28 人</td><td>31 人</td><td>49 人</td><td>55 人</td></tr></table>			項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	小 1	34 人	24 人	20 人	18 人	23 人	小 2	35 人	28 人	25 人	22 人	22 人	小 3	26 人	33 人	29 人	21 人	18 人	小 4	28 人	24 人	29 人	28 人	18 人	小 5	19 人	24 人	24 人	30 人	27 人	小 6	19 人	18 人	27 人	22 人	28 人	小学計	161 人	151 人	154 人	141 人	136 人	中 1	6 人	11 人	13 人	27 人	18 人	中 2	10 人	8 人	10 人	13 人	25 人	中 3	2 人	9 人	8 人	9 人	12 人	中学計	18 人	28 人	31 人	49 人	55 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																																																						
小 1	34 人	24 人	20 人	18 人	23 人																																																																						
小 2	35 人	28 人	25 人	22 人	22 人																																																																						
小 3	26 人	33 人	29 人	21 人	18 人																																																																						
小 4	28 人	24 人	29 人	28 人	18 人																																																																						
小 5	19 人	24 人	24 人	30 人	27 人																																																																						
小 6	19 人	18 人	27 人	22 人	28 人																																																																						
小学計	161 人	151 人	154 人	141 人	136 人																																																																						
中 1	6 人	11 人	13 人	27 人	18 人																																																																						
中 2	10 人	8 人	10 人	13 人	25 人																																																																						
中 3	2 人	9 人	8 人	9 人	12 人																																																																						
中学計	18 人	28 人	31 人	49 人	55 人																																																																						

	(2) 学校給食における食物アレルギー対応の検証 ヒヤリハット事例の検証や事故の未然防止策等の検討のため、小中学校長や養護教諭、栄養教諭等で構成する「食物アレルギー対応給食検討会」及び市民病院の小児アレルギーセンター医師や栄養教諭等が参加する「食物アレルギー対応に係る意見交換会」を実施した。 また、事故防止や教職員の負担軽減のため、教職員や保護者がスマホ等で食物アレルギーにより食べられない料理の確認を分かりやすく行える食物アレルギー対応アプリの導入を検討するため、システム業者からの情報収集を行い、小中学校5校において試行した。 (3) 「えがおで給食の日」の実施 飲用牛乳と調味料を除き、食物アレルギー原因食品である「特定原材料」に指定されている食品を使用しない献立を提供する「えがおで給食の日」を実施した。 <table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>実施日数</td><td>33 日</td><td>33 日</td><td>32 日</td><td>32 日</td><td>33 日</td></tr></table>	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	実施日数	33 日	33 日	32 日	32 日	33 日
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度								
実施日数	33 日	33 日	32 日	32 日	33 日								
取組の成果 (進捗状況)	(1) 保護者に「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づく対応を行う重要性を理解してもらった上で、保護者、学校、調理場が連携し、卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供や通常給食における無配膳対応を行うことができた。 (2) 事故やヒヤリハットの事例を栄養教諭と連携して検証し、その検証結果を各学校と共有することで、安全性を最優先とする全小中学校共通のルール的重要性や誤食防止のための対応策について再確認することができた。												
8 年度の主な実施予定	(1) 卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供 小学校 114 人、中学校 61 人 計 175 人を予定 (2) 「えがおで給食の日」の実施 月 3 回実施予定（年間 33 回程度）												
課題・今後の方向性	(1) 「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づき、学校や市民病院の小児アレルギーセンター、学校保健会と連携を密にし、安全性を最優先とする適切な対応を行い、食物アレルギー事故の未然防止を図る。 (2) 食物アレルギー対応アプリについて、引き続き情報収集を行うとともに、卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供方法について整理し、アプリの運用方法の検討や試行を行う。												

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名															
17	施策	2 良好な教育環境の整備	学校給食課															
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。																
事 務 事 業		学校給食を活用した食育の推進																
目的・事業概要		児童生徒の食に対する意識を高め、健康な食生活の実現と豊かな人間性を育むため、学校給食を活用した食育を実施する。																
		 																
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額（No.15「学校給食の充実」に含む。）																
		(1) もぐもぐ大作戦																
		食事でバランスよく栄養を摂る重要性について児童生徒の理解を促すため、全小中学校で一斉に、「いつもより一口でも多く食べることに挑戦しよう」と、校内放送や掲示資料等で啓発を行った。																
		<table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>「もぐもぐ大作戦」 実施回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td></tr></table>					項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	「もぐもぐ大作戦」 実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度													
「もぐもぐ大作戦」 実施回数	2回	2回	3回	3回	3回													
		(2) 学校給食啓発ポスターの募集																
		児童生徒が学校給食を通じて、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食生活を営むことができる判断力を養うためのきっかけづくりとするため、「給食を残さず食べよう」、「給食でバランスよく栄養をとろう」、「地元の食材をとろう」、「よく噛んで食べよう」のいずれかのテーマで募集した。優秀作品は、市役所市民ホールで展示した。																
		<table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>啓発ポスター応募数</td><td>1,190 点</td><td>1,231 点</td><td>1,087 点</td><td>1,023 点</td><td>823 点</td></tr></table>					項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	啓発ポスター応募数	1,190 点	1,231 点	1,087 点	1,023 点	823 点
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度													
啓発ポスター応募数	1,190 点	1,231 点	1,087 点	1,023 点	823 点													
		(3) 食育資料の提供																
		給食に使用している食材や季節の行事にちなんだメニュー等に関連する話を掲載した献立表の配付や、学校で活用する放送用資料及び掲示用資料の提供を行った。																
		(4) 啓発動画の提供																
		地産地消や産業等への理解を深めるため、令和4年度から農産物を紹介する動画を作成して学校に提供し、啓発を行っている。																
		<table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>「啓発動画の提供」 実施校</td><td>—</td><td>8校</td><td>52校</td><td>52校</td><td>52校</td></tr></table>					項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	「啓発動画の提供」 実施校	—	8校	52校	52校	52校
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度													
「啓発動画の提供」 実施校	—	8校	52校	52校	52校													

(5) 東部第1調理場の施設利用

給食に関する知識と理解を深めるため、見学通路、研修室及び調理実習が可能な栄養指導室を使用し、東部第1調理場の見学及び給食の試食や調理実習を実施した。

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
施設利用件数	6件	9件	9件	9件	6件
利用者数	126人	236人	319人	377人	358人

(6) 給食レストラン（食育推進給食会実施事業）

給食を懐かしみ、味わってもらい、給食への関心を高めるため、少年自然の家で給食献立を提供するイベントを実施した。

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施日数	2日間	2日間	2日間	2日間	2日間
提供食数	360食	373食	742食	1,138食	1,163食

(7) 調理場探検（食育推進給食会実施事業）

給食調理の効率的な作業工程や徹底した衛生管理を体感してもらうため、夏休みに、調理場の機器を使って疑似体験等を行うイベントを実施した。

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加者数	16人	15人	15人	16人	16人

(8) 夏休み親子料理教室（食育推進給食会実施事業）

子どもが家庭で料理するきっかけ作りとし、食への関心を高めるため、夏休みに、栄養士や調理員の指導により、親子で料理を学べる教室を実施した。

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
参加者数	50人	45人	73人	128人	122人

(9) かすがい給食食堂（食育推進給食会実施事業）

令和6年度から、より多くの市民に安全で衛生的な調理作業を知ってもらうとともに、おいしい給食を味わってもらう機会として東部第1調理場の見学と給食の試食に参加できる「かすがい給食食堂」を実施した。

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数	—	—	—	2回	2回
参加者数	—	—	—	39人	35人

取組の成果 (進捗状況)	(1) 学校給食啓発ポスターには引き続き多くの応募があり、学校給食を通じた食育の推進を図ることができた。また、使用する食材にちなんだ話等を掲載した献立表、校内放送用資料及び掲示用資料の提供により、食文化への理解を深めることができた。さらに、地元農産物に関する啓発動画を提供し、給食時間等に各学校で視聴してもらう方法により、全校の児童生徒に啓発を行うことができた。 (2) 学校給食における食育の拠点である東部第1調理場での見学や、「給食レストラン」、「調理場探検」、「夏休み親子料理教室」、「かすがい給食食堂」の実施などにより、児童生徒や保護者等の学校給食に対する理解を深めることができた。
8年度の主な実施予定	(1) もぐもぐ大作戦 年3回(学期に1回)、全小中学校で実施 (2) 学校給食啓発ポスターの募集 (3) 食育資料の提供 (4) 啓発動画の提供 (5) 東部第1調理場の施設利用 (6) 給食レストラン (7) 調理場探検 (8) 夏休み親子料理教室 (9) かすがい給食食堂 ※ (6)～(9)は食育推進給食会実施事業
課題・今後の方向性	引き続き、児童生徒の食に関する意識を高め、地産地消や農業を始めとする産業、食文化、フードロス削減等への理解を促すため、学校給食を活用した食育事業を実施する。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名
18	施策	2 良好な教育環境の整備	学校給食課
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。	
事務事業	新調理場整備		
目的・事業概要	学校給食を安全安心かつ安定的に提供するため、耐震性を満たしていない旧前並調理場と稲口調理場の機能を統合して西部地区新調理場を整備する。		
 			
取組状況 (事業実績)	(1) 経緯		
	年度	内容	詳細
	H22	春日井市調理場整備基本計画策定	市内4調理場（藤山台、前並、稲口、白山）を新衛生基準に適合するドライシステムの調理場へ建替える計画
	H26	東部調理場開設	藤山台調理場の建替 ・調理能力 8,000 食 ・アレルギー給食専用調理室配備
	H29	前並、稲口、白山各調理場で耐震診断完了	前並及び白山調理場で耐震性能を満たしておらず、特に白山調理場は、耐震性の確保について緊急度が高いことが判明
	H30	整備計画の見直し	耐震診断結果を受け、整備の優先順位を変更し、白山調理場の建替（東部第2調理場整備）を先行するとともに、児童生徒数の減少傾向を踏まえ調理能力を見直し、前並及び稲口調理場を統合する計画に見直し
	R 3	西部地区新調理場整備に係る報告等（整備場所、食数等）	R 3. 10 教育委員会定例会議 R 3. 11 議会（文教経済委員会） R 4. 3 地元説明会（参加者 30 人）
	R 5	東部第2調理場開設	白山調理場の建替 ・調理能力 8,000 食 ・アレルギー給食専用調理室配備 ・災害対応機能配備
		西部地区新調理場導入可能性調査	整備手法は、P F I 手法（B T O方式）を基本方針とすることを決定
	R 6	西部地区新調理場整備・運営事業実施方針策定	P F I 事業者の募集及び選定に関する事項等を具体的に定める実施方針の策定
	R 7	西部地区新調理場整備・運営事業	R 7. 11 事業者を選定 R 8. 3 事業契約締結

	(2) 西部地区新調理場整備 当初予算額 167,200 千円 ア 整備場所 旧前並調理場及び旧前並保育園用地 イ 調理能力 10,000 食 ウ 整備手法 P F I 手法 (B T O 方式) エ 開設時期 令和 11 年 4 月を予定 (整備工事は令和 8 ~10 年度)
取組の成果 (進捗状況)	西部地区新調理場整備について、P F I 事業者を選定し、契約を締結した。 新調理場予定地にある既存施設 (旧前並調理場・旧前並保育園等) を解体した。
8 年度の主な実施予定	西部地区新調理場整備について、P F I 事業者が調理場の設計を行う。 予定地の整備 (土壌改良、排水路付替) を行う。
課題・今後の方向性	令和 9 年度以降に実施する西部地区新調理場整備・運営について、周辺住民に配慮しながら円滑に整備できるように、関係部署と密に連携し、事業を進める。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名				
19	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課				
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。					
事 務 事 業		放課後なかよし教室					
目的・事業概要		全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるように、小学校の余裕教室や運動場その他の施設を活用し、児童の学習、スポーツ、文化活動等を行う場所及び機会を提供する。また、夏休み期間中の子どもの居場所として、放課後なかよし教室の仕組みを活用したサマー・スクールかすがいを実施する。					
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 137,043 千円 (1) 放課後なかよし教室 ア 会 場 36 小学校 イ 定 員 なし ウ 対 象 児 童 当該校に在籍している全児童（事前登録が必要） エ 開 設 日 時 月曜日から金曜日までの授業終了後から午後4時30分まで（給食及び弁当がない日は開設しない。） オ 利 用 料 2,000 円/年 カ 保護者参加 原則月1回以上 (2) サマー・スクールかすがい ア 会 場 10 校 10 クラス 勝川小、春日井小、小野小、八幡小、不二小、大手小、松山小、北城小、丸田小、出川小 イ 定 員 1 クラス 55 人（全会場 計 550 人） ウ 対 象 児 童 本市立小学校に在籍している全児童（事前申し込みが必要） エ 開 設 日 時 夏休み期間中の月曜日から金曜日まで（出校日、祝日、学校閉校日を除く。）の午前8時から午後4時30分まで オ 利 用 料 6,500 円/期間 カ 保護者参加 原則期間中2回以上					
取組の成果 (進捗状況)		(1) 放課後なかよし教室 ア 他学年との交流や工作、読書、ゲーム遊びなどを行うことで、多様な体験活動の場を提供することができた。実施にあたっては、参加人数に応じ、複数の部屋や体育館等での活動を行った。 イ 学校に行きづらくなったが、放課後なかよし教室には参加する児童もいるなど、子どもたちにとっての居場所となった。					
		項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
		児童数(A)	17,017 人	16,768 人	16,485 人	16,100 人	15,670 人
		登録人数(B)	2,507 人	2,647 人	2,938 人	3,192 人	3,206 人
		登録割合(B/A)	14.7%	15.8%	17.8%	19.8%	20.46%
		利用者数/日	785 人	853 人	982 人	1,101 人	1,212 人

	(2) サマー・スクールかすがい ア スタッフや保護者が、子どもたちの安全に配慮した声掛けや遊びの補助をすることで、子どもたちが安全安心に過ごすことができる居場所を提供することができた。 イ 宿題や工作、自由遊びのほかにマジックや音楽鑑賞などのイベントを開催し、夏休みの思い出づくりの場を提供することができた。 ウ 参加者等にアンケート調査をした結果、多くの保護者から高い評価を得られた。 <table><tr><th>項 目</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>申込者数</td><td>797 人 (定員 550 人)</td><td>905 人 (定員 550 人)</td><td>967 人 (定員 550 人)</td><td>1,101 人 (定員 550 人)</td></tr><tr><td>当選者数</td><td>600 人 (落選 197 人)</td><td>738 人 (落選 167 人)</td><td>831 人 (落選 136 人)</td><td>900 人 (落選 201 人)</td></tr><tr><td>実利用者数</td><td>563 人</td><td>691 人</td><td>785 人</td><td>848 人</td></tr></table>	項 目	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	申込者数	797 人 (定員 550 人)	905 人 (定員 550 人)	967 人 (定員 550 人)	1,101 人 (定員 550 人)	当選者数	600 人 (落選 197 人)	738 人 (落選 167 人)	831 人 (落選 136 人)	900 人 (落選 201 人)	実利用者数	563 人	691 人	785 人	848 人
項 目	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																	
申込者数	797 人 (定員 550 人)	905 人 (定員 550 人)	967 人 (定員 550 人)	1,101 人 (定員 550 人)																	
当選者数	600 人 (落選 197 人)	738 人 (落選 167 人)	831 人 (落選 136 人)	900 人 (落選 201 人)																	
実利用者数	563 人	691 人	785 人	848 人																	
8 年度の主な実施予定	(1) 放課後なかよし教室 ア 実施校 36 小学校 イ 利用料 3,000 円/年（8 年度から 1,000 円増額） ウ 保護者や地域の人と協力して、児童が自由に遊びや工作などをして過ごすことができるように適切な運営を行う。 (2) サマー・スクールかすがい ア 実施校（10 校） 春日井小、鳥居松小、小野小、八幡小、不二小、大手小、松山小、北城小、丸田小、出川小 イ 子どもたちが時間を有意義に活用できるように、学校の宿題や読書、工作、自由遊びを行うとともに、マジックや音楽鑑賞など、夏休みの思い出につながるようなイベントを開催する。 ウ 参加希望者の増加や従事者の休暇への対応のため、夏休み期間に勤務のない非常勤講師等に呼びかけ、従事者の増員を図る。 エ 電子申請を導入し、申し込み時の利便性の向上を図る。																				
課題・今後の方向性	(1) 放課後なかよし教室 ア 安定したスタッフの確保のために、広報春日井、市ホームページ及び生活情報誌などへの掲載、チラシの配布などにより、登録の呼びかけを行う。 イ 参加人数が多く、かつ、十分な教室数を確保できない小学校を対象に、スタッフの負担軽減のための対応（開設日数の見直しなど）を検討する。 (2) サマー・スクールかすがい ア 期間限定でのスタッフを確実に確保するために、広報春日井、市ホームページ及び生活情報誌などへの掲載、チラシの配布などにより、登録の呼びかけを行う。 イ 抽選方法を必要に応じて変更する。																				

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名													
20	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課													
	基本的な方向性	3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。														
事 務 事 業	土曜チャレンジ・アップ教室															
目的・事業概要	休日である土曜日を有意義に活用できていない子どもたちのために、より豊かで有意義な経験を通して、自主性を高め、成長を促すとともに、将来の可能性を広げることを目的に、地域の多様な経験を持つ人材や大学、企業等の協力により、土曜日を有効に活用した多様な活動を実施する。															
取 組 状 況 (事業実績)	当初予算額 683 千円															
	(1) 令和7年度実施概要															
	ア 実施校 白山小、勝川小、春日井小、鳥居松小、八幡小、玉川小、松原小、大手小、松山小、東野小、北城小、丸田小															
	イ 実施回数 37 回 (12 校合計)															
取 組 状 況 (事業実績)	ウ 参加者数 436 人															
	(2) 講師は、中部大学ボランティア、ALT、地域人材等幅広く協力を得た。															
	(3) 科学実験、英語学習等を各学校で実施した。															
	<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>463 人</td><td>639 人</td><td>455 人</td><td>574 人</td><td>436 人</td></tr></table>					項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	参加人数	463 人	639 人	455 人	574 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度											
参加人数	463 人	639 人	455 人	574 人	436 人											
取組の成果 (進捗状況)	実験や工作など、普段の学校の授業ではできない体験活動や、講師等との触れ合いや交流を通じて子どもたちの幅広い成長が促された。															
8 年度の主な実施予定	子どもたちの土曜日の過ごし方が多様化している中、地域や民間団体、NPO などが子ども関係の様々な講座等を実施しており、土曜チャレンジ・アップ教室の申込数が減少傾向にあることから、令和7年度をもって廃止することとした。 なお、土曜チャレンジ・アップ教室で実施していた中部大学生による講座等については、サマー・スクールかすがいで実施する。															
課題・今後の方向性	令和7年度をもって事業廃止。															

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名														
21	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課														
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。															
事 務 事 業		いじめ対策															
目的・事業概要		児童生徒の尊厳を保持するため、児童生徒や保護者からの相談に応じる窓口を設置するとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進する。															
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 3,909 千円 (いじめ・不登校対策) (1) いじめ・不登校相談室に相談員 3 人 (校長OBとスクールカウンセラー) を交代で配置し相談を実施するとともに、必要に応じて学校や家庭児童相談員と情報共有して連携を進めた。 ア 相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時 イ 場 所 教育研究所 ウ 方 法 電話、面接 <table><tr><th>項 目</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th></tr><tr><td>いじめに関する相談件数 (いじめ・不登校相談室)</td><td>7 件</td><td>11 件</td><td>9 件</td><td>18 件</td><td>26 件</td></tr></table> (2) いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」で、SNSなどの外から見えないネット上でのいじめや、日頃の気になることなど些細なことの投稿を匿名で受け付け、寄せられた情報をもとに、問題への早期対応や早期解決につなげている。 投稿件数 小学校 153 件 (うち対応不要は 12 件) 中学校 71 件 (うち対応不要は 5 件) ※ 対応不要とは、行為に具体性がない、人物が特定されない、違法性がない、生死にかかわる言動ではないなどの書き込み (3) 相談機関、小中学校長、PTA、学識者等の関係者で組織する、いじめ・不登校対策協議会を2回開催し、いじめの実態把握と分析を行うことで、情報共有を図るとともに連携を深めた。 (4) いじめ問題対策委員会を2回開催し、いじめの未然防止・早期発見・対応が、春日井市いじめ防止基本方針に基づいて適切になされているか検証した。 (5) 各学校では、「いじめに関するアンケート調査」などの実施や、早期発見のために教職員が注意深く見守りを行ったほか、家庭児童相談室と連携するなど、校内のいじめ・不登校対策委員会を中心に、組織的な防止活動を行った。 (6) 各学校においては、被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じた場合は、いじめであるという基本原則の指導を、児童生徒に繰り返し行った。 (7) 教育委員会が、各学校のいじめ事案を具体的に把握し、被害者と同じ目線に				項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	いじめに関する相談件数 (いじめ・不登校相談室)	7 件	11 件	9 件	18 件	26 件
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度												
いじめに関する相談件数 (いじめ・不登校相談室)	7 件	11 件	9 件	18 件	26 件												

	立った中で、各学校の対応などを厳格に注視し、必要に応じて状況確認や助言をした。																													
取組の成果 (進捗状況)	(1) いじめ・不登校相談では、電話という匿名性から、学校には言いにくい相談を受けることができた。相談員が相談者に寄り添って話を聞いていくうちに、相談者が学校名を明かし、解消に向けて動くことができた。 また、必要に応じて学校、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関につなげることができた。																													
	(2) いじめ匿名相談窓口を運用し、児童生徒等からの投稿を迅速に学校と共有し、いじめの早期発見や早期解決につなげることができた。																													
	(3) いじめ・不登校対策協議会において、最新のいじめの状況を関係機関と情報共有することで、連携を深めた。																													
	(4) いじめ問題対策委員会の委員に、全国と春日井市との現状を比較した説明と質疑応答により、いじめの未然防止や早期発見、対応が「春日井市いじめ防止基本方針」に基づき、適切に行われていることを確認してもらった。																													
	(5) 「いじめに関するアンケート調査」の実施や、教職員が注意深く見守ることなどにより、いじめの早期発見に学校全体で組織的に取り組んでいることから、いじめの未然防止や早期発見が進んだ。																													
	(6) 平成 29 年 3 月に国から示された「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」といういじめ解消の定義が学校全体に浸透した。																													
	<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>いじめの認知件数</td><td>391 件</td><td>405 件</td><td>419 件</td><td>416 件</td><td>820 件</td></tr><tr><td>いじめの解消状況</td><td>186 件</td><td>256 件</td><td>256 件</td><td>215 件</td><td>216 件</td></tr><tr><td>いじめの解消率</td><td>47.6%</td><td>63.2%</td><td>61.1%</td><td>51.7%</td><td>26.3%</td></tr></table>						項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	いじめの認知件数	391 件	405 件	419 件	416 件	820 件	いじめの解消状況	186 件	256 件	256 件	215 件	216 件	いじめの解消率	47.6%	63.2%	61.1%	51.7%	26.3%
	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																								
いじめの認知件数	391 件	405 件	419 件	416 件	820 件																									
いじめの解消状況	186 件	256 件	256 件	215 件	216 件																									
いじめの解消率	47.6%	63.2%	61.1%	51.7%	26.3%																									
8 年度の主な実施予定	(1) いじめ・不登校相談室に相談員 3 人を交代で配置し、相談の実施及び学校との情報共有を図る。																													
	(2) いじめの早期発見や早期解決のため、児童生徒等からの投稿に対して、引き続き該当校への迅速な情報提供を行う。																													
	(3) いじめ・不登校対策協議会の開催（2 回）																													
	(4) いじめ問題対策委員会の開催（2 回）																													
	(5) いじめに関するアンケート調査を各学校で実施する。																													
	課 題・今 後 の 方 向 性	(1) いじめ・不登校相談室での相談内容は、いじめ・不登校に対する学校の対応等に関することが多いことから、学校現場に精通する者を相談員として配置し、保護者からの相談を受けて学校と連携していく。																												
(2) いじめの発見の多くは教職員によるものであるが、教職員以外からの情報により発見される場合もあることから、学校以外はいじめ相談先や情報提供先として、いじめ・不登校相談室や匿名いじめ相談窓口の認知向上をめざし、引き続き市民への周知を図っていく。																														

- | | |
|--|--|
| | <p>(3) いじめ・不登校対策協議会を開催し、警察などの教育関連機関以外に寄せられた相談などについて、関係機関との情報共有と連携強化を進めていく。</p> <p>(4) いじめ問題対策委員会を開催し、いじめの未然防止や早期発見、対応が、春日井市いじめ防止基本方針に基づいて適切になされているか検証する。また、その助言に基づき、教育委員会が各学校のいじめ事案をより具体的に把握し、解消までの対応や期間を厳格に注視し、助言していく。</p> <p>(5) 学校いじめ防止基本方針に基づき、関係機関との連携も含めて引き続き学校全体で組織的に取り組む。特に若手の教員が一人で抱え込むことのないようにチーム学校でいじめ防止に取り組む。</p> <p>(6) 令和6年度に改訂した春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引きについて、教育現場に引き続き周知徹底することで、重大事態発生時の適切な対応が迅速に行えるように備えるとともに、必要に応じて見直しをする。</p> <p>(7) 小中生徒指導担当者会等を通じて、いじめの見落としがされないようにいじめの定義の再確認を行い、些細な事案についても定義に該当している場合は、いじめと認知するように周知徹底を行う。また、早期対応においては、保護者との情報共有及び連携を丁寧に行いながら、いじめの解消を図っていく。</p> |
|--|--|

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																			
22	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																			
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。																				
事 務 事 業		子どもの健全育成支援																				
目的・事業概要		(1) 道徳教育を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする意識を育成するとともに、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について指導を行う。																				
 		(2) インターネットの正しく安全な利用や利用に伴う責任について、発達段階に応じた指導を行うとともに、PTA等の関係団体との連携により、保護者に対しても学習する機会を提供することで、情報モラルに関する家庭での教育力を高める。																				
		(3) 危険ドラッグ等の薬物乱用防止の理解向上のため、春日井市薬剤師会等の関係団体と連携した授業や講演を行う。																				
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 2,220 千円 道徳教育や情報モラル教育、薬物乱用防止推進のため、特別活動の時間等を利用して次の取組を実施した。																				
		<table><tr><th>主な実施方法</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr><tr><td>奉仕活動（資源回収・募金活動・地域清掃活動）</td><td>37 校</td><td>15 校</td></tr><tr><td>異年齢集団活動（縦割り班活動）</td><td>36 校</td><td>8 校</td></tr><tr><td>情報モラルの出前授業・講演会</td><td>12 校</td><td>13 校</td></tr><tr><td>薬物乱用防止の出前授業・学校保健委員会</td><td>33 校</td><td>16 校</td></tr><tr><td>道徳教育の出前授業・講演会</td><td>7 校</td><td>7 校</td></tr></table>			主な実施方法	小学校	中学校	奉仕活動（資源回収・募金活動・地域清掃活動）	37 校	15 校	異年齢集団活動（縦割り班活動）	36 校	8 校	情報モラルの出前授業・講演会	12 校	13 校	薬物乱用防止の出前授業・学校保健委員会	33 校	16 校	道徳教育の出前授業・講演会	7 校	7 校
主な実施方法	小学校	中学校																				
奉仕活動（資源回収・募金活動・地域清掃活動）	37 校	15 校																				
異年齢集団活動（縦割り班活動）	36 校	8 校																				
情報モラルの出前授業・講演会	12 校	13 校																				
薬物乱用防止の出前授業・学校保健委員会	33 校	16 校																				
道徳教育の出前授業・講演会	7 校	7 校																				
		PTAに対しては、スマートフォン等の使用に関する研修の開催を呼びかけ、保護者の情報モラル教育の充実に取り組んだ。																				
		また、初任者及び各学校から推薦された教員に対して、道徳教育、情報モラル研修を行った。																				
		そのほか、薬物乱用防止推進に資する授業の実施や、春日井市薬剤師会等による講演会を実施した。																				
取組の成果 (進捗状況)		(1) 自己肯定感の向上や生命を尊重する心を育てる道徳教育を実施することで、児童生徒の「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高め、いじめの未然防止に努めた。																				
		(2) SNSトラブルの被害者や加害者になることを防ぐため、春日井警察署や名古屋法務局による出前授業や講演会を実施し、児童生徒の情報モラルの意識が高まるように努めた。																				
		(3) 保健の授業や薬物乱用防止教室を通じて、薬の適正使用、薬物乱用及び誤用防止の啓発を行った。																				

8年度の主な実施予定	(1) 道徳教育や情報モラル教育、薬物乱用防止推進のため、引き続き奉仕活動、異年齢集団活動、講演会などをホームルームや全校集会等を利用して実施する。 (2) 初任者及び各学校から推薦された教員に対して、道徳教育、情報モラル研修を実施する。 (3) 薬の適正使用、薬物乱用及び誤用防止や児童生徒の自殺予防の啓発のため、春日井市薬剤師会、春日井警察等による講演会などを実施する。
課題・今後の方向性	(1) より実践的かつ効果的な道徳の授業のあり方について、継続して研究していく。 (2) SNSを起因とするトラブルやいじめは依然として発生しており、SNSが普及した現代においては、その特性への理解を深め適切な判断力を養う情報モラル教育を継続して実施する。 (3) SNSの普及で薬物乱用の危険性が高まっていることから、薬物乱用防止の指導を継続して実施する。今後は、一般用医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）の危険性や、全国で過去最多水準にある児童生徒の自殺予防についても啓発し、時代の変化とともに生じる様々な課題に対し、その時々状況に応じた適切な啓発や指導を行う。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																																			
23	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																																			
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。																																				
事 務 事 業	教育や悩みごとに対する相談業務																																					
目的・事業概要	児童生徒一人ひとりの個性の発見と長所や可能性の伸長、社会的資質や能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えるため、複雑化する児童生徒の悩みにきめ細やかに対応することをめざし、多様な相談の機会を確保する。																																					
取 組 状 況 (事業実績)	当初予算額 51,044 千円 (1) 心の教室相談員及びスクールカウンセラー 心の教室相談員を小学校 37 校に計 38 人、スクールカウンセラーを市全体で 33 人（市派遣 11 人、県派遣 22 人）配置し、日々の悩みからいじめや不登校に関する相談まで幅広く相談業務を実施した。また、各学校の開設日及び相談日を便りや教職員からの声かけなどで児童生徒に周知し、認知向上を図った。令和 7 年度は、小学校 6 校で常勤の心の教室相談員を配置することで、継続的な児童対応や教職員との連携の充実につなげた。 (2) 相談室「ひまわり」 発達障がいやを有すると思われる児童生徒及び保護者からの相談に対し、医師や公認心理師等が相談員として対応し、児童生徒の学校生活や学習について適切な助言を行うとともに、関係機関との連携を通じて対象児童生徒への対応改善を図った。また、東部地域でも、藤山台中学校において、小児精神科医が相談員として同様の対応を行った。 ア 設置場所 教育研究所 イ 相談員 3 人 ウ 相談日時 相談員との調整により市教委が定める（月 3 日前後）。 (3) 市スクールカウンセラーに 6 回、心の教室相談員に 3 回、事例研究や各職種の役割への理解を深める研修を行った。																																					
	<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>心の教室相談員相談件数 (来室者数)※</td><td>4,321 件 (28,036 人)</td><td>4,634 件 (32,217 人)</td><td>4,289 件 (43,352 人)</td><td>5,934 件 (40,065 人)</td><td>5,254 件 (42,190 人)</td></tr><tr><td rowspan="3">ラ ス ク ー ル カ ウ ン セ (市設置分)</td><td>人数</td><td>11 人</td><td>11 人</td><td>10 人</td><td>11 人</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>3,491 件</td><td>3,468 件</td><td>3,579 件</td><td>3,939 件</td><td>3,930 件</td></tr><tr><td>相談時間</td><td>3,914 時間</td><td>4,063 時間</td><td>4,100 時間</td><td>4,217 時間</td><td>4,455 時間</td></tr><tr><td>「ひまわり」相談件数</td><td>128 件</td><td>116 件</td><td>157 件</td><td>139 件</td><td>131 件</td></tr></table>			項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	心の教室相談員相談件数 (来室者数)※	4,321 件 (28,036 人)	4,634 件 (32,217 人)	4,289 件 (43,352 人)	5,934 件 (40,065 人)	5,254 件 (42,190 人)	ラ ス ク ー ル カ ウ ン セ (市設置分)	人数	11 人	11 人	10 人	11 人	相談件数	3,491 件	3,468 件	3,579 件	3,939 件	3,930 件	相談時間	3,914 時間	4,063 時間	4,100 時間	4,217 時間	4,455 時間	「ひまわり」相談件数	128 件	116 件	157 件	139 件
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																	
心の教室相談員相談件数 (来室者数)※	4,321 件 (28,036 人)	4,634 件 (32,217 人)	4,289 件 (43,352 人)	5,934 件 (40,065 人)	5,254 件 (42,190 人)																																	
ラ ス ク ー ル カ ウ ン セ (市設置分)	人数	11 人	11 人	10 人	11 人																																	
	相談件数	3,491 件	3,468 件	3,579 件	3,939 件	3,930 件																																
	相談時間	3,914 時間	4,063 時間	4,100 時間	4,217 時間	4,455 時間																																
「ひまわり」相談件数	128 件	116 件	157 件	139 件	131 件																																	
※ 付き添い者数を含む。																																						

取組の成果 (進捗状況)	(1) スクールカウンセラー カウンセリングに関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーが小中学校を巡回し、児童生徒及び保護者からの相談に対し、傾聴及び助言を行い、相談者の抱える悩みなどの軽減を図ることができた。また、個別の研修を通じて、業務に対する理解を深めた。 (2) 心の教室相談員 小学校において、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげるように、話し相手になってくれる第三者的な存在となることができた。また、個別の研修により業務に対する理解を深めた。 (3) 相談室「ひまわり」 注意欠陥や多動性などの発達障がいをもつと思われる児童生徒とその保護者からの相談に、医師や公認心理師等の相談員が適切に助言することができた。また、学校から保護者に対する積極的な働きかけができた。
8 年度の主な実施予定	(1) スクールカウンセラーを市派遣 12 人、県派遣 22 人配置する。市、県ともに、携わる同一児童生徒への持続的なケアを行うために、小中連携校を増やす。 (2) 引き続き心の教室相談員を配置するとともに、不登校対策として必要な学校を対象に常勤校を 8 校に、時間を拡大する学校を 5 校とし、効果的な実施を研究する。 (3) 相談室「ひまわり」として、相談員を教育研究所に 3 人、藤山台中学校に 1 人を引き続き配置する。 (4) スクールカウンセラーの相談時においても、発達障がいについての相談が増加していることから、知能検査（WISC-IV・V、K-ABC）を実施できるスクールカウンセラーが、必要に応じて対応できる体制を整備し実施する。
課題・今後の方向性	(1) 全小中学校において格差の無いカウンセリングが行えるように、市と県のスクールカウンセラーを集めた合同研修で事例研究や情報交換などを行い、相談業務を担う者の連携強化を図る。 (2) 小学校の不登校対策として、試行的に実施している登校支援室の検証を踏まえながら、心の教室相談員のさらなる常勤校及び勤務時間の拡大の必要性を検討する。 (3) 相談室「ひまわり」について、東部地域（藤山台中学校）に追加設置したことによる効果検証を引き続き行うことで、効果的な運用体制の構築を図る。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																													
24	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																													
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。																														
事務事業	不登校対策																															
目的・事業概要	児童生徒一人ひとりの個性の発見と長所や可能性の伸長、社会的資質や能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えるため、複雑化する児童生徒の悩みや保護者からの相談に応じることを通じて、不登校の未然防止や不登校の児童生徒に対する支援を行う。 また、児童生徒の生活や自立を援助し、社会とのつながりを絶やさないための取組を行う。																															
取組状況 (事業実績)	当初予算額 106,642 千円 (1) いじめ・不登校相談室 相談員 3 人 (校長OBとスクールカウンセラー) を交代で配置し、相談を実施するとともに、必要に応じて学校や家庭児童相談員と情報共有して連携を進めた。 ア 相談日時 月曜日～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 イ 場 所 教育研究所 ウ 方 法 電話、面接 ※ メールでは、相談者の思いを十分汲み取ることが難しいことから、電話や面接の方法で相談を行った。 (2) 教育支援センターあすなろ (旧 適応指導教室) 教育研究所に設置し、何らかの心理的理由により登校できない入級児童生徒に対して専任指導員 4 人が学習支援等を行った。また、学校と連携しながら児童生徒とその保護者に対し相談や助言、指導を行い、児童生徒の社会的自立及び集団への適応並びに学校復帰をめざし、学校教育の円滑な運営を支援した。 カウンセラーを配置し、不登校の児童生徒及び保護者に対して月 2 回の相談を実施し、入級児童生徒に応じた「心の居場所づくり」に取り組んだ。																															
	<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>不登校相談件数(いじめ・不登校相談室)</td><td>213 件</td><td>183 件</td><td>186 件</td><td>118 件</td><td>96 件</td></tr><tr><td>あすなろ入級人数</td><td>16 人</td><td>13 人</td><td>10 人</td><td>12 人</td><td>12 人</td></tr><tr><td>不登校の児童生徒数</td><td>690 人</td><td>830 人</td><td>1,028 人</td><td>1,045 人</td><td>1,108 人</td></tr><tr><td>学校復帰者数</td><td>176 人</td><td>177 人</td><td>292 人</td><td>322 人</td><td>276 人</td></tr></table>			項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	不登校相談件数(いじめ・不登校相談室)	213 件	183 件	186 件	118 件	96 件	あすなろ入級人数	16 人	13 人	10 人	12 人	12 人	不登校の児童生徒数	690 人	830 人	1,028 人	1,045 人	1,108 人	学校復帰者数	176 人	177 人	292 人	322 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																											
不登校相談件数(いじめ・不登校相談室)	213 件	183 件	186 件	118 件	96 件																											
あすなろ入級人数	16 人	13 人	10 人	12 人	12 人																											
不登校の児童生徒数	690 人	830 人	1,028 人	1,045 人	1,108 人																											
学校復帰者数	176 人	177 人	292 人	322 人	276 人																											
※ 教育支援センターあすなろの入級人数は、最大月末入級人数																																

	(3) 登校支援室 全中学校において、不登校状態が深刻化する前に初期対応を重点的に実施するため、安心して過ごせる居場所として登校支援室を設置し、運営を行った。また、小学校3校において、試行的に登校支援室を設置し、運営を行った。 (4) 教育相談 定期的に教育相談を実施し、不登校の早期発見や早期対応に努め、登校支援室や一人一台端末の活用、民間施設との連携などを行うことにより、居場所づくりや学習保障などの個別的な教育活動を実施した。 (5) 心の教室相談員 小学校6校で常勤の心の教室相談員を配置し、不登校対応に取り組んだ。 (6) 民間施設等との連携推進 フリースクール等の民間施設を訪れ、指導内容等の情報交換を行い、連携を深めた。 (7) メタバースを活用したオンライン不登校支援 既存の支援が行き届きにくい引きこもり傾向のある児童生徒については、NPO法人との連携協定による支援を実施した。令和7年度は、小学校6校7人、中学校5校8人の計15人が参加した。また、児童生徒の活動状況をレポートにし、児童生徒の在籍校と共有した。 (8) 不登校講演会 不登校の子を持つ保護者自身が、悩んだり、疲弊していたりすること多いことから、こうした保護者への支援として、講師や不登校に悩んだ経験を持つ保護者をオブザーバーとして招き、悩み解消のための講演やトークセッションを開催した。
取組の成果 (進捗状況)	(1) いじめ・不登校相談室 児童生徒を始め、保護者、教職員等からの相談を受け、個々の状況に応じて適切に助言を行うことができた。また、春日井市いじめ・不登校対策協議会にて、事例や課題を共有し、市全体におけるいじめ・不登校対策の具体化につなげた。 (2) 教育支援センターあすなろ 何らかの心理的理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象とし、学校との連携のもとに相談や助言、指導を行い、学校復帰を図るとともに、学校を支援することができた。 また、カウンセラーを設置し、不登校児童生徒及び保護者に対して月2回の相談を基本として、入級児童生徒に応じた柔軟な配置に取り組んだ。 (3) 登校支援室 登校支援室指導員として校長OBを5人配置し、学校を巡回して登校支援室支援員やコーディネーターなどに助言することで、円滑に運営できた。 また、小学校で試行的に設置した登校支援室においても、教室とは違う雰囲気の中で、学校に登校できなかった児童やクラスに居づらくなった児童の居場所となった。しかしながら、教科担任制の中学校とは違い、学級担任制の小学校では、登校支援室の運営と児童へのサポートに、課題があることが分かった。

	(4) 教育相談 不登校者数は高止まりの状況にあるものの、居場所づくりが進んだ中学校では、登校支援室等の別室登校や相談室利用につながる生徒が増えるなどの効果が表れてきている。 (5) 心の教室相談員 心の教室相談員の常勤勤務校や勤務時間を拡大した学校では、相談室を常に開くことで教室に入りにくい児童が登校することができ、不登校の未然防止や早期対応につながった。 (6) 民間施設等との連携 不登校の児童生徒が、フリースクール等の民間施設を利用した場合に出席扱いとする目安を示したガイドラインを策定し、運用している。 (7) メタバースを活用したオンライン不登校支援 利用者が家族以外の他者とコミュニケーションが取れるようになるなど、社会復帰への前向きな気持ちを喚起することができた。また、参加した子どもたちの活動状況を学校と共有することで、その活動内容に応じて出席扱いとするなど、子どもたちの状況に応じた取組を評価として示すことができた。 (8) 不登校講演会 支援経験のある講師と過去に不登校に悩んだことのある保護者を招き、実体験をもとにした講演やトークセッションを実施したことで、不安が解消されたとの反響を得ることができた。
8年度の主な実施予定	(1) いじめ・不登校相談室に相談員3人を配置し、電話や面接での相談を行う。 (2) 教育支援センターあすなろにおいて、専任指導員4人による学習支援及びカウンセラーによる相談を行う。 (3) 中学校の登校支援室については、指導員の巡回により得られた現行の支援体制を引き続き実施する。 小学校の登校支援室については、学級担任制による制約を踏まえた運営方法の検討を行う。また、他校の児童も受け入れる拠点的な登校支援室の運営を試行的に実施し、引き続き、不登校又は不登校傾向の生徒に対する支援を行う。 (4) 小学校の不登校支援の観点から、児童の心のケアを行う体制を広めるため、心の教室相談員の常勤校を拡充（8校）する。 (5) 民間団体と連携し、メタバースを活用した支援体制を継続するとともに、その効果について検証する。 (6) 不登校の子を持つ保護者への支援として、不登校支援についての情報発信を充実させる。

課題・今後の方向性	不登校の要因が複合化・多様化する中、不登校の兆候が表れ始めた初期対応として、各学校が実施している様々な配慮やチームによる対応方法について、その取組を整理し、研究していく。 (1) いじめ・不登校相談室 小学生の保護者からの相談件数が増加している。相談内容を分析し、必要な施策につなげていく。 (2) 教育支援センターあすなろ 居場所機能を重視した登校支援室との役割分担を図る中で、一人一台端末を活用した個に応じた学習支援について研究していく。 (3) 登校支援室 小学校での運営においては、教員が常時授業を受け持つという学級担任制による制約から、登校支援室の運営や児童へのサポートのための余力が、教科担任制の中学校よりも乏しいという課題がある。また、小学生は中学生との発達段階に違いがあることもあり、教員のかかわり方や学習支援のあり方、また家庭との連携の仕方など、いくつかの課題も見えてきたことから、さらに効果の検証を行う。 (4) 教育相談 小学校において、早期対応に必要な体制づくりをさらに進めていく。 (5) 保護者支援 不登校の子を持つ保護者への支援について、引き続き、情報発信を含む効果的な方法を研究する。
------------------	--

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名																				
25	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課																				
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。																					
事 務 事 業		教育支援体制の充実																					
目的・事業概要		(1) 保護者等と学校の間が生じる問題に対し、早期に問題の本質や背景を把握し、的確かつ組織的に対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、関係機関とも連携しながら、学校と保護者のよりよい関係づくりに取り組む。																					
		(2) 平穏な学校環境の形成のため、学校の秩序の維持及び回復を目的として、スクール・セーフティ・サポーターを必要な中学校に設置し、校内における巡視活動等を行う。																					
取 組 状 況 (事業実績)		当初予算額 26,771 千円																					
		(1) 保護者と学校のかけはし事業																					
		社会福祉士の資格を有する市職員（6人）とスクールソーシャルワークを学んだ会計年度任用職員（1人）が学校現場を効率的に巡回し、現場の状況を把握することで、個別事案について学校と緊密な連携を図るとともに、市関係課や県児童相談センターなどの関係機関との連携を深め、問題解決に向けアプローチした。																					
		(2) スクール・セーフティ・サポーター																					
		中学校7校に1人ずつ配置し、教員とは異なる多角的な視点と専門的なアプローチで生徒に接することにより、生徒との信頼関係に基づいた生徒指導を行うとともに、問題行動が発生した際には、関係機関と連携して毅然とした対応をとった。																					
取組の成果 (進捗状況)		(1) 保護者と学校のかけはし事業																					
		保護者は、様々な関係者への相談や支援を受けることができ、不安が和らいだ。また、教職員は、多様な支援の視点を得ることができるとともに、市や外部の関係機関と連携を図る中でチームとして取り組むことができた。																					
		<table><tr><td>項 目</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>事案件数</td><td>190 件</td><td>177 件</td><td>218 件</td><td>217 件</td><td>226 件</td></tr><tr><td>終結件数</td><td>101 件</td><td>103 件</td><td>119 件</td><td>104 件</td><td>92 件</td></tr></table>				項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	事案件数	190 件	177 件	218 件	217 件	226 件	終結件数	101 件	103 件	119 件	104 件	92 件
項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
事案件数	190 件	177 件	218 件	217 件	226 件																		
終結件数	101 件	103 件	119 件	104 件	92 件																		
		(2) スクール・セーフティ・サポーター																					
		問題行動発生時の迅速かつ毅然とした対応により、一般の生徒が安心して学校生活を送ることができるようになり、保護者も安心感が高まった。また、授業中の校内巡視活動が、教員の教材研究等の時間確保にもつながり教員の負担軽減が図られたほか、校区巡視活動により校区住民から信頼を得た。また、配置校のみならず問題行動への対応に困っている中学校に適宜派遣し、校内巡視に務めた。																					

8 年度の主な実施予定	(1) スクールソーシャルワーカーは、学校現場に出向き支援を必要とする児童生徒を把握し、関係機関と連携して支援する。また、学識経験者による定期的な助言及び指導により専門性の向上と平準化に取り組む。 学校や関係機関等との連携強化と充実した事案対応のため、今後、市職員を 1 人増員し、7 人の市職員と 1 人の会計年度職員の計 8 人を配置し、支援体制の強化を図る。 中学校区単位で主担当を決めることを基本としつつ、事例に応じ担当を変更し対応するチーム対応を行う。 (2) スクール・セーフティ・サポーターを中学校に 7 人配置し、引き続き問題行動発生時の対応や校区巡視活動を行う。また、各学校の状況に応じて、柔軟な配置換えなどを行い、問題の沈静化を図る。
課題・今後の方向性	(1) スクールソーシャルワーカーは、多様化する相談に対応するため、学校現場での活動により、支援を必要とする児童生徒を見極めて早期に関わり、市関係課やいじめ・不登校相談室、県児童相談センター、保健所、警察、医療機関などと引き続き連携しながら児童生徒を取り巻く環境を整え、不登校などの問題が複雑化することを未然に防止する。 現在、人事異動による新たな職員の配置も踏まえ、研修等を通じた資質向上を図っており、引き続き、庁内連携の促進など、市職員として活動する強みを活かした事業の仕組みを構築する必要がある。また、活動内容や支援内容等を検証し、今後の事業改善を図る。 (2) スクール・セーフティ・サポーターは、児童生徒との対話を通じて信頼関係を構築し、問題行動の未然防止を図るとともに、万一問題行動が発生した時には豊富な経験を活かして、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。 また、引き続き適切な配置人員数を検討するとともに、配置校以外の学校において何らかの問題が生じた場合には、配置換えや兼務等の柔軟な対応により、迅速な解決等につなげていく。

No.	政策分野	3 子育て・教育	課 名														
26	施策	2 良好な教育環境の整備	学校教育課														
	基本的な方向性	4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。															
事務事業		特別支援教育															
目的・事業概要		児童生徒一人ひとりの個性の発見と長所や可能性の伸長、社会的資質や能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えるため、特別な支援を必要とする児童生徒及び就学前の児童に対する支援並びに保護者、教職員等に対する相談や助言を行う。															
取組状況 (事業実績)		当初予算額 184,053 千円 (1) 就学前の児童や保護者との早期教育相談や就学支援など、よりきめ細やかな就学について相談や助言を行った。 ア 就学支援員設置 6 人（教育研究所に配置） イ 就学相談 4 歳以上～就学前の子どもとその保護者を対象とした相談 (2) 特別支援学級担当教員の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターの育成により、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握に努めた。また、特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、効果的で適切な教育的支援を行った。 (3) 特別支援教育に関する教職員研修を実施した。 ア 特別支援教育コーディネーター研修 イ 特別支援学級担当者研修 ウ 通級指導担当者研修 (4) 特別支援学級（肢体不自由）に在籍する児童生徒の介助に対応するため、平成 23 年度から特別支援教育介助員を小中学校に配置した。 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、平成 27 年度から特別支援教育支援員を小学校に配置している。 令和 2 年度に、特別支援教育介助員と特別支援教育支援員を、学校生活支援員として統合した。 <table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>学校生活支援員 配置数</td><td>86 人</td><td>90 人</td><td>91 人</td><td>96 人</td><td>99 人</td></tr></table> (5) 学校生活支援員に対する研修を実施した。（3 回）				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	学校生活支援員 配置数	86 人	90 人	91 人	96 人	99 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度												
学校生活支援員 配置数	86 人	90 人	91 人	96 人	99 人												
取組の成果 (進捗状況)		(1) 就学相談について、幼稚園や保育園の職員を通じて保護者に周知することにより、毎年度一定数の相談者が利用しており、適切な就学相談ができた。また、就学支援員の設置により、相談機会の充実や継続的な助言につながった。市外の人についても相談者の属する関係機関へ市の取組を紹介し、相談につながった。 <table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>就学相談者数</td><td>237 人</td><td>317 人</td><td>378 人</td><td>295 人</td><td>392 人</td></tr></table>				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	就学相談者数	237 人	317 人	378 人	295 人	392 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度												
就学相談者数	237 人	317 人	378 人	295 人	392 人												

	(2) 教職員研修により、全教職員がインクルーシブ教育の理念を持って、子どもたちに適切な指導や支援を行う意識が高まった。
8年度の主な実施予定	(1) 就学支援員7人を教育研究所に配置し、より幅広い視点から就学相談を行うとともに、対象の子どもが在籍する幼稚園や保育園を訪問し、情報収集を行い、適切な支援を行う。 (2) 就学支援委員会の開催（4回） (3) 学校運営の状況に合わせて学校生活支援員を配置し、適切な支援ができる環境整備に努める。 (4) 教職員に対する研修として、特別支援コーディネーター研修や特別支援教育担当者研修、通級指導担当者研修を行う。 (5) 学校生活支援員に対する研修の実施（3回）
課題・今後の方向性	(1) 就学相談 多様な就学に関する相談に対応できるように、就学支援室の効果的な体制整備などについて研究する。 また、療育支援組織や3歳児健診を実施する関係機関と連携し、引き続き情報収集に努め、市外の幼稚園や保育園に通う市内在住の子どもとその保護者への情報提供を進める。 そのほか、就学に関する多様な悩みをもつ保護者が迷うことなく適切な相談先に相談できるように、効果的な情報発信の手法について具体化を図る。 (2) 学校生活支援員 増員配置が続いている学校生活支援員について、適切な配置を検討する。

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名			
27	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	文化財課			
	基本的な方向性	1 書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。				
事務事業	文化財の保護・調査					
目的・事業概要	地域の貴重な財産である文化財を次世代へ継承するため、文化財の保護及び調査を行う。 (1) 文化財を適切に保存するため、所有者等に各種補助金を交付し、維持管理費用の負担軽減を図る。 (2) 遺跡等からの出土遺物や民俗資料を次世代に継承するため、調査や整理を行う。 ア 考古調査 開発事業者等と調整を図りながら、遺跡の有無や遺跡範囲の確定のため試掘、確認調査及び本発掘調査を行い、調査資料を整理する。 イ 民俗調査 民俗資料を収集し、整理する。また、昔の暮らしや歴史について聞き取り調査を行う。					
取組状況 (事業実績)	(1) 文化財の保護及び保存 当初予算額 6,568 千円					
	ア 指定文化財保存事業補助実施件数 (団体数)					
	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	有形文化財及び史跡、名勝等修理復旧整備事業補助	1 件 (1 団体)	1 件 (1 団体)	1 件 (1 団体)	0 件 (0 団体)	0 件 (0 団体)
	無形文化財後継者育成事業補助	0 件 (0 団体)	2 件 (2 団体)	2 件 (2 団体)	2 件 (2 団体)	2 件 (2 団体)
	無形文化財用具等修理・購入事業補助	1 件 (1 団体)	1 件 (1 団体)	2 件 (2 団体)	2 件 (2 団体)	2 件 (2 団体)
	史跡等環境整備事業補助	4 件 (4 団体)	4 件 (4 団体)	4 件 (4 団体)	4 件 (4 団体)	3 件 (3 団体)
	有形文化財収蔵庫修理設置事業補助	0 件 (0 団体)	0 件 (0 団体)	1 件 (1 団体)	0 件 (0 団体)	1 件 (1 団体)
建造物火災報知設備点検事業補助	5 件 (4 団体)	4 件 (4 団体)	5 件 (4 団体)	5 件 (4 団体)	4 件 (3 団体)	
イ 補助内容	日輪寺の木造地藏菩薩立像厨子扉の修理や密蔵院多宝塔の火災報知機の点検等に対する補助を行った。					

	ウ 文化財の管理 史跡等の清掃を継続して地元団体等に委託したほか、一部を民間業者へ委託した。 エ 文化財説明看板の管理・設置 説明看板の現況調査を行い、密蔵院多宝塔始め3件の説明看板の修繕を実施したほか、退休寺の木造阿弥陀如来坐像の説明看板を新規に設置した。 (2) 民俗考古調査 当初予算額 4,811 千円 ア 考古調査 開発等に伴う試掘や確認調査、本発掘調査を実施した。調査概要報告書を発行し、市ホームページで公表した。 イ 民俗調査 収蔵する民俗資料の再整理を行った。
取組の成果 (進捗状況)	(1) 文化財の保護及び保存 指定文化財保存事業補助を必要に応じて適切に交付し、有効に活用されることで、文化財の保護及び保存が図られている。 史跡等の清掃を地元団体等に委託し、管理運営が適切にされている。 文化財説明看板の適切な管理と修繕を行ったことで、文化財の周知及び啓発を図ることができた。 (2) 民俗考古調査 開発等に伴う試掘や確認調査を実施し、事前に遺跡の有無の確認や開発により現地での保存が困難な遺跡の記録を作成した。 民俗資料を再整理し、展示可能な資料を効率よく管理できるようになった。
8 年度の主な実施予定	(1) 文化財の保護及び保存 内々神社の火災通報装置保守点検に対する補助事業を始め、指定文化財への補助、史跡等の管理委託、馬蹄石等の説明看板の整備などを行う。説明文にQRコードを併記した説明看板を随時増やしていく。 (2) 民俗考古調査 開発等に伴う試掘や確認調査を実施し、事前に遺跡の有無の確認や開発により現地での保存が困難な遺跡の記録を作成する。 収蔵する民俗資料の再整理を行う。
課題・今後の方向性	(1) 文化財の保護及び保存 文化財を継承していくため、所有者や地元と連絡を密にして、協力を得ながら文化財の保護及び保存を図る。 史跡等の清掃については、継続して地元団体等に委託するが、高齢化により地元団体が活動を休止する可能性が危惧されるため、地元での新たな委託先も検討する。 文化財の周知及び保護啓発のため、説明看板を適切に管理する。 (2) 民俗考古調査 引き続き、出土遺物や民俗資料を整理する。また、効率の良い収蔵管理を行うため、収蔵資料の再整理を行う。

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名																											
28	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	文化財課																											
	基本的な方向性	1 書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。																												
事務事業	文化財の活用																													
目的・事業概要	文化財を地域資源として公開及び活用を図り、市の歴史や文化財を周知することにより、文化財保護への関心と理解を深めるようにする。 市民が文化財に親しむ機会として、啓発イベントや講座、企画展示等を実施する。																													
取組状況 (事業実績)	啓発イベント、講座、展示 当初予算額 7,284 千円 (1) 啓発イベント 内津文化財祭やハニワまつりを企画し実施した。 (2) 講座・展示 市内の遺跡に関連した特別講座や古代史講座を実施した。前年度の参加者アンケートをもとにした企画展や親子体験教室等を実施した。 (3) 出土遺物や民俗資料の活用 調査や整理した出土遺物や民俗資料を展示等に活用した。 (4) デジタルデータを活用した文化財の啓発 内々神社、伊多波刀神社、シデコブシ自生地、大留荒子古墳などのVR（バーチャル・リアリティ）見学ツアーを市ホームページで公開した。 (5) パンフレット等の作成 「神屋第1号窯」のパンフレットを作成した。 (6) 郷土芸能記録映像の公開 外之原中区獅子神楽の記録映像を市ホームページで公開した。																													
取組の成果 (進捗状況)	市内の文化財について周知できた。また、市の歴史や文化の特色を知ってもらうことができた。 <table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>ハニワまつり参加者数</td><td>中止</td><td>3,500 人</td><td>4,500 人</td><td>5,500 人</td><td>5,200 人</td></tr><tr><td>内津文化財祭参加者数</td><td>ウェブ開催</td><td>500 人</td><td>200 人</td><td>500 人</td><td>500 人</td></tr><tr><td>民俗考古展示室来場者数</td><td>4,217 人</td><td>3,802 人</td><td>4,001 人</td><td>4,287 人</td><td>3,120 人</td></tr></table>						項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	ハニワまつり参加者数	中止	3,500 人	4,500 人	5,500 人	5,200 人	内津文化財祭参加者数	ウェブ開催	500 人	200 人	500 人	500 人	民俗考古展示室来場者数	4,217 人	3,802 人	4,001 人	4,287 人	3,120 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																									
ハニワまつり参加者数	中止	3,500 人	4,500 人	5,500 人	5,200 人																									
内津文化財祭参加者数	ウェブ開催	500 人	200 人	500 人	500 人																									
民俗考古展示室来場者数	4,217 人	3,802 人	4,001 人	4,287 人	3,120 人																									
8 年度の主な実施予定	(1) 啓発イベント 内津文化財祭、ハニワまつり (2) 講座・展示 ア 展示 「見る、知る『下街道』～勝川界限を中心に～」始め4回予定 イ 講座 桃山第1～4号窯及び関連遺跡をテーマにした講座（3回連続講座）始め2回予定 ウ 親子体験教室 「オリジナルのこいのぼり飾りをつくろう」始め5回予定 (3) 出土遺物や民俗資料を展示等に活用 (4) デジタルデータを活用した啓発 (5) パンフレット等の作成 桃山第1～4号窯パンフレット作成																													

課題・今後の方向性	(1) ハニワまつり、内津文化財祭は継続して実施する。また、PR動画の制作、デジタルサイネージ等を活用した啓発によりイベント情報を発信し、参加者の増加を図る。 (2) アンケート等により参加者のニーズを捉えた展示や講座を企画する。 (3) 引き続き、より多くの市民が市の歴史や文化財について興味を持てるように、収蔵資料を積極的に活用した展示等を行う。 (4) 市の文化財について認知度を高めるため、引き続きVR（バーチャル・リアリティ）によるオンラインでの見学ツアーの拡充を図り、文化財情報を積極的に発信する。
------------------	--

No.	施策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名															
29	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	文化財課															
	基本的な方向性	1 書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。																
事 務 事 業		文化財ボランティアの育成																
目的・事業概要		貴重な文化財や地域の歴史及び伝統文化を次世代に伝え、市民と協働して文化財保護を啓発するため、文化財ボランティアを育成する。 文化財ボランティアの主要な活動(小学3年生の社会科校外学習での民俗展示室や四つ建て民家の説明、市民を対象とした内々神社や下街道等の文化財ガイド等)及び自主事業(文化財探訪ウォーキング、スポット研修等)を支援する。																
取組状況 (事業実績)		文化財ボランティアの育成 当初予算額 128 千円 (1) ボランティアの資質向上のため、ステップアップ研修として「春日井の自然～蝶から考える春日井の自然～」等を4回実施した。 (2) 会員増加を図るため、ボランティアと協働して行う養成講座を実施した。 (3) ボランティアの自主事業「文化財探訪ウォーキング」について、広報春日井や市ホームページへの募集記事の掲載などの支援を行った。 (4) ボランティアとの協働事業として、ワークショップ「勾玉をつくろう」や「昔のくらし☆再発見!」、「しめ飾りをつくろう」を実施した。																
取組の成果 (進捗状況)		退会する会員がいる一方で、養成講座の実施により令和7年度は、新規会員が6人加入し、活動に必要な会員数を維持することができた。 <table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>ボランティア会員数</td><td>42 人</td><td>34 人</td><td>38 人</td><td>37 人</td><td>34 人</td></tr></table> (ボランティア会員数は、年度末会員数で集計)					項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	ボランティア会員数	42 人	34 人	38 人	37 人	34 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度													
ボランティア会員数	42 人	34 人	38 人	37 人	34 人													
8 年度の主な実施予定		(1) ステップアップ研修4回 (2) 養成講座2回 (4回連続講座) (3) ボランティア自主事業「文化財探訪ウォーキング」 (4) 協働事業「勾玉をつくろう」等3回																
課題・今後の方向性		活動に必要な会員数を維持するため、養成講座を前期と後期の2回実施する。 ボランティア活動の活性化を図るため、体験型のワークショップ等を協働で開催するほか、文化財探訪ウォーキング等、ボランティアによる自主事業を積極的に支援する。																

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名														
30	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	文化財課														
	基本的な方向性	1 書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。															
事 務 事 業		郷土芸能保存															
目的・事業概要		郷土芸能の保存伝承を円滑に進め、地域文化の振興を図る。 (1) 郷土芸能の保存団体として登録している団体に補助金を交付する。 (2) 郷土芸能の保存団体と小学校の児童が交流できる環境を整備し、郷土芸能出前講座を実施する。															
取組状況 (事業実績)		(1) 郷土芸能に対する補助 当初予算額 1,812 千円 日頃の練習などの活動や郷土芸能に必要な笛や太鼓等の修理及び購入に対して補助を行った。補助内容等は次のとおり。 保存・伝承事業補助 28 団体 用具等の修理・購入事業補助 7 団体															
		<table><tr><td>項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td>延べ補助件数</td><td>20 件</td><td>26 件</td><td>32 件</td><td>36 件</td><td>35 件</td></tr></table>				項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	延べ補助件数	20 件	26 件	32 件	36 件	35 件
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度												
延べ補助件数	20 件	26 件	32 件	36 件	35 件												
		(2) 助成制度に関する情報提供 市内郷土芸能保存団体に、財団法人等の助成制度の情報提供を行った。 (3) 郷土芸能出前講座 当初予算額 120 千円 地域の郷土芸能保存団体が小学校で郷土芸能を披露し、小学4年生の児童が体験を行った。 保存団体 小木田棒の手保存会、大留下棒の手保存会、出川町棒の手保存会 実施校 篠木小学校、出川小学校、神領小学校 (4) 郷土芸能記録映像の制作 民間の助成金を活用し、外之原中区獅子神楽の記録映像を制作した。															
取組の成果 (進捗状況)		(1) 郷土芸能に対する補助 郷土芸能保存伝承のための活動や用具等の修理及び購入について補助を行った。 (2) 助成制度に関する情報提供 他機関の助成制度の情報提供を市内の郷土芸能保存団体に行い、活動の継続を支援した。 (3) 郷土芸能出前講座 小学生が実際に体験することにより、地域の郷土芸能に興味や関心を持ってもらうことができた。また、保存会へ加入した児童もあり、後継者育成にも寄与することができた。 (4) 郷土芸能記録映像の制作 制作した映像を市ホームページで広く発信することで、郷土芸能を知る機会を創出することができた。また、映像として記録に残すことで、次世代に継承することができた。															

8年度の主な実施予定	(1) 郷土芸能に対する補助 引き続き、補助及び他機関の助成制度の情報提供を行う。 (2) 郷土芸能出前講座 実施校 3校
課題・今後の方向性	(1) 保存団体には郷土芸能の保存伝承のため、引き続き補助を行う。 (2) 保存団体の子どもの会員数の割合を増やすため、今後も小学校での郷土芸能出前講座を継続して実施し、後継者の育成を図る。 (3) 動画等を配信し郷土芸能の啓発を行う。 (4) 郷土芸能の保存団体に他機関の助成情報を提供し、活動の支援につなげる。

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名																																																	
31	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	いきがい推進課																																																	
	基本的な方向性	3 公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。																																																		
	事務事業																																																			
公民館等講座																																																				
目的・事業概要		「いつでも、どこでも、だれでも、学べる」ことを基本に、身近な生涯学習の場として、幼児期から高齢期までの幅広い層の生涯学習ニーズに応えられるように学習環境を整備し、学習機会の充実を図る。 公民館（5施設）、ふれあいセンター（4施設）及び青年の家において市民講座や短期講座を開催し、幅広く市民に地域における学習の機会を提供する。																																																		
取組状況（事業実績）		当初予算額 12,427 千円（公民館、ふれあいセンター、青年の家講座事業費） (1) 公民館講座 187 講座 658 回 (2) ふれあいセンター講座 133 講座 414 回 (3) 青年の家講座 11 講座 62 回 (4) 社会教育事業連絡調整会議 毎月第4木曜日 類似講座や同じ講師が同時期に重ならないように調整した。好評だった講座、講師等について情報を共有するとともに意見交換を行った。 <table><tr><td colspan="2">項 目</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">公 民 館</td><td>講座数</td><td>199 講座</td><td>247 講座</td><td>246 講座</td><td>176 講座</td><td>187 講座</td></tr><tr><td>延受講者数</td><td>10,679 人</td><td>12,765 人</td><td>13,105 人</td><td>10,348 人</td><td>11,205 人</td></tr><tr><td rowspan="2">ふれあいセンター</td><td>講座数</td><td>104 講座</td><td>108 講座</td><td>120 講座</td><td>129 講座</td><td>133 講座</td></tr><tr><td>延受講者数</td><td>4,190 人</td><td>5,340 人</td><td>6,104 人</td><td>5,571 人</td><td>5,730 人</td></tr><tr><td rowspan="2">青年の家</td><td>講座数</td><td>8 講座</td><td>11 講座</td><td>14 講座</td><td>12 講座</td><td>11 講座</td></tr><tr><td>延受講者数</td><td>237 人</td><td>525 人</td><td>981 人</td><td>683 人</td><td>612 人</td></tr></table> ※鷹来公民館は大規模改修工事のため令和6年4月～7年8月まで休館。令和7年9月にリニューアルオープン。					項 目		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	公 民 館	講座数	199 講座	247 講座	246 講座	176 講座	187 講座	延受講者数	10,679 人	12,765 人	13,105 人	10,348 人	11,205 人	ふれあいセンター	講座数	104 講座	108 講座	120 講座	129 講座	133 講座	延受講者数	4,190 人	5,340 人	6,104 人	5,571 人	5,730 人	青年の家	講座数	8 講座	11 講座	14 講座	12 講座	11 講座	延受講者数	237 人	525 人	981 人	683 人	612 人
項 目		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																														
公 民 館	講座数	199 講座	247 講座	246 講座	176 講座	187 講座																																														
	延受講者数	10,679 人	12,765 人	13,105 人	10,348 人	11,205 人																																														
ふれあいセンター	講座数	104 講座	108 講座	120 講座	129 講座	133 講座																																														
	延受講者数	4,190 人	5,340 人	6,104 人	5,571 人	5,730 人																																														
青年の家	講座数	8 講座	11 講座	14 講座	12 講座	11 講座																																														
	延受講者数	237 人	525 人	981 人	683 人	612 人																																														
取組の成果（進捗状況）		幅広い世代に向けた様々なジャンルの講座を展開するとともに、土日や夜間など、働く世代や子育て世代も参加しやすい学習機会を提供した。 講座情報について、広報春日井や市ホームページ、施設で配布するチラシのほか、希望する市民に情報が届くように市公式LINEでの講座情報の配信を行った。市ホームページでは、前年に実施した同様の講座のアンケート調査による受講者の声や開催風景の写真などを掲載することで、より分かりやすい講座のPRに努めた。																																																		
8 年度の主な実施予定		市民講座、短期講座の実施 ミニコンサート、展示の実施 障がいのある人を対象とした講座の実施 子育て講座・家庭教育支援講座の実施																																																		

課題・今後の方向性	(1) 講座内容の充実 地域の幅広い世代の方々が気軽に利用していただける施設となるように、地域と連携した講座、子どもから高齢者まで様々な世代に対応する講座等を実施し、市民のいきがいくりの推進に取り組む。受講者アンケートなどによりニーズを把握するとともに、継続して学ぶことができるように受講者の習熟度に応じたレベルアップ講座も開催する。 また、施設の活動団体が講師を務める講座を実施し、「教える」ことを通じて団体のモチベーションやスキルアップにつなげるとともに、市民相互の交流の場とする。 (2) 身近に感じられる施設運営 公民館等が地域住民にとって身近な施設であると感じてもらうため、市民の交流や地域の活力、さらには地域の絆につながるような講座を実施するほか、季節にあわせミニコンサートや講演会、地域の学校や保育園、施設利用団体の作品展示等を行うなど、施設ごとに特色ある事業を実施する。また、施設を訪れた人同士の交流、つながりが持てるような施設づくりをめざす。 (3) 効果的な情報発信 講座、イベント等の周知について、広報春日井を活用するほか、市公式LINEで配信したり、市ホームページ等で写真や動画を掲載したりするなど視覚的に分かりやすく伝える工夫を行う。 (4) 中央公民館の機能廃止 中央公民館は、公共施設マネジメント計画において、将来的に施設の廃止が決定しているが、電気・空調・給排水設備等の老朽化が進行しているため、令和8年12月末で貸館を廃止することとした。 講座や生涯学習活動団体の支援等については、知多公民館、鷹来公民館等の周辺施設において実施する。
------------------	--

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名
32	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	いきがい推進課
	基本的な方向性	3 公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。	
事務事業		生涯学習推進	
目的・事業概要 		市民が充実した生涯学習活動に取り組めるように学習機会の充実を図るとともに、学んだ成果を活かせる機会を提供することで、一人ひとりがいきがいを持ち豊かな人生を送ることができる生涯学習の推進に努める。 (1) かすがいいいきいきアカデミー 誰もがいきがいをもち、充実した生活を送ることができるように、幅広い世代に学習の場を提供する。 (2) 大学連携講座 市民の高度化する学習ニーズに応えるため、大学と連携し、その優れた人材と設備を活用した高度な内容の講座を開催する。 (3) 講師発掘・登用事業 知識や技術を持った市民を募集し、応募者が自ら企画した講座の講師として活躍する場を提供する。 (4) 生涯学習出前講座 身近な場所での学習機会の充実を図るため、地域の集会施設において生涯学習講座を実施する。 (5) 障がい者の生涯学習支援事業 障がいの有無にかかわらず、学びたいときに学ぶことができ、いきがいをもちて豊かな人生を送ることができるように障がい者の生涯学習活動の支援を実施する。 (6) 生涯学習情報発信事業 講師情報、団体・サークル情報、講座情報等を提供するためインターネット上で生涯学習情報サイト「まなびや選科」を運営する。 (7) スタディールーム 小中高生の自主学習を支援するため、公民館・ふれあいセンター等 10 施設の予約のない空き集会室等を「スタディールーム」として開放する。	
取組状況 (事業実績)		(1) かすがいいいきいきアカデミー 当初予算額 1,740 千円 ア 各コース 15 回（開講式、閉講式、オンラインを含む。） イ 受講者数 生活科学 107 人、歴史 129 人、文学 64 人、芸術文化 140 人	

- (2) 大学連携講座 当初予算額 443 千円
 ア 12 講座 18 回 連携大学：中部大学、名城大学、愛知大学
 イ 延受講者数 537 人
 ウ 講座内容 「子どもの心と土台を育てる自己肯定感と非認知能力」、「野菜づくりとサイエンス」「映画を楽しむには原作を読んでおく必要があるのか」等
- (3) 講師発掘・登用事業 当初予算額 87 千円
 応募件数 34 件 うち採用件数 16 件
 実施講座 16 講座 24 回 延受講者数 344 人
- (4) 生涯学習出前講座 当初予算額 323 千円
 ア 47 講座 47 回
 イ 延受講者数 1,410 人
 ※ 各講座受講者に対してアンケート調査を実施しニーズの把握に努めた。
- (5) 障がい者の生涯学習支援 当初予算額 482 千円
 ア 障がい者を主体としたサークル活動
 (ア) 12 回 NPO 法人春日井子どもサポート KIDS COLOR に委託
 (イ) 参加者数 243 人 (ファッションショー観覧者含む)
 (ウ) 活動内容 「モルック体験」「チョコマフィンづくり」「あなたが主役！エンジョイファッションショー」等
 イ 文化・スポーツ講座
 (ア) 2 講座 3 回
 (イ) 延受講者数 18 人
 (ウ) 講座内容 「チーズケーキと豆腐チョコムースづくり」「ゼンタングル講座」
 ウ 障がい者の生涯学習支援連携協議会

【(1)～(5)の年度別受講者数等集計表】

項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
かすがいいいきき アカデミー 受講者数 (5 年度までは「かすがい熟年大 学」として実施)	344 人	451 人	553 人	531 人	440 人
大学連携講座 延受講者数	261 人	371 人	852 人	247 人	537 人
講師発掘・登用事業 実施講座数	5 講座	11 講座	12 講座	12 講座	16 講座
生涯学習出前講座 (生涯学習まちづくり出前講座と出 前公民館講座の実績合計)	9 講座	36 講座	45 講座	44 講座	47 講座
障がい者を主体としたサー クル活動 参加者数				122 人	243 人
文化・スポーツ講座 延受講者数				52 人	18 人

	(6) 生涯学習情報発信事業 当初予算額 0 千円 (発信方法を Kintone に変更し、登録者に対し掲載確認を実施) 生涯学習情報サイト <table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>講師登録者数</td><td>298 人</td><td>301 人</td><td>323 人</td><td>347 人</td><td>190 人</td></tr><tr><td>団体登録数</td><td>132 団体</td><td>123 団体</td><td>122 団体</td><td>123 団体</td><td>45 団体</td></tr><tr><td>サイトアクセス件数</td><td>30,104 件</td><td>31,107 件</td><td>40,529 件</td><td>72,210 件</td><td>12,244 件</td></tr></table> ※令和7年度は講師登録の一斉更新を実施し、活動実績がなく、登録のみとなっていた講師を削除した。 (7) スタディールーム 小中高生の自主学習を支援するため、公民館・ふれあいセンター等10施設（鷹来公民館は改修工事のため4～8月まで休館）の予約のない空き集会室等を「スタディールーム」として開放した。 利用者 7,835 人	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	講師登録者数	298 人	301 人	323 人	347 人	190 人	団体登録数	132 団体	123 団体	122 団体	123 団体	45 団体	サイトアクセス件数	30,104 件	31,107 件	40,529 件	72,210 件	12,244 件
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																				
講師登録者数	298 人	301 人	323 人	347 人	190 人																				
団体登録数	132 団体	123 団体	122 団体	123 団体	45 団体																				
サイトアクセス件数	30,104 件	31,107 件	40,529 件	72,210 件	12,244 件																				
取組の成果 (進捗状況)	かすがいいいききアカデミーでは、オンライン配信を実施したことで幅広い世代に学習の機会を提供することができた。また、オンデマンドの利点を生かし、欠席した受講者に対しても配信講座を受講できるようにし、学ぶ機会を確保した。 大学連携講座では、受講者のライフスタイルに合わせ受講方法を選べるように、Y o u T u b e 配信による講座を実施し、時間や場所を選ばず学ぶ機会を提供することができた。																								
8 年度の主な実施予定	(1) かすがいいいききアカデミー (2) 大学連携講座 (3) 講師発掘・登用事業 (4) 生涯学習出前講座 (5) 障がい者の生涯学習支援事業 (6) 生涯学習情報発信事業 (7) スタディールーム																								
課題・今後の方向性	(1) 学びを通じたいきがいづくり 人生100年時代を迎え、誰もがいきがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、幅広い世代に学習の場を提供するため、様々な手法での学習機会を提供する。また、学んだことを、今後のいきがい、仲間づくりにつなげられるように支援する。 障がい者の生涯学習講座については、公民館等施設が主体となって実施するほか、グループホーム等へ講師を派遣するなど、生涯学習機会の充実を図る。 (2) 各施設との連携 講師発掘・登用事業などの事業を公民館等の施設と連携を取りながら共同で運営することで、公民館事業などの生涯学習講座の充実につなげる。 (3) 効果的な情報発信 講座等の周知について、広報春日井や市公式L I N Eを活用するほか、市ホームページ等で写真や動画など視覚的に分かりやすく伝える工夫を行う。																								

No.	政策分野	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	課 名
33	施策	3 文化・スポーツ・生涯学習の推進	図書館
	基本的な方向性	3 公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。	
事務事業		読書啓発・障がい者図書サービス	
目的・事業概要		(1) 読書啓発 全ての市民が読書の大切さを認識するとともに、図書館に親しみ、読書を楽しむことができる機会を提供する。  ア ブックスタート 4か月児健康診査時に、絵本を手渡すとともに絵本の読み聞かせ体験を実施することで、家庭での読み聞かせの意義を啓発する。 イ にこにこおはなし会 乳幼児とその保護者を対象に、絵本・紙芝居の読み聞かせ等を行い、家庭における乳幼児期からの読書活動を啓発する。 ウ 紙芝居とお話を聞く会 幼児・児童とその保護者を対象に、絵本・紙芝居の読み聞かせや語り聞かせ等を行い、図書館利用と家庭での読書活動を促進する。 エ 読書週間事業 春の「こどもの読書週間」と秋の「読書週間」の期間に、おはなし会やクイズラリー等のイベントを実施し、子ども・市民に図書館をより身近に感じてもらうことで、図書館利用を促進する。 オ 小中学校読書感想文・感想画コンクール 作品の募集を通して、子どもたちが読書によって得た感動や気づきを文章や絵で表現し、読書力・表現力・創造力を培う機会を提供する。 カ 小中学生向け講座 (子ども司書養成講座・10代の未来さがし講座) 小中学生が現役の司書から図書館業務を学ぶ講座、小中学生が大学教員から本が人生の助けになることを学ぶ講座を開催することで、図書館への関心を高め、読書活動の推進を図る。 キ 図書館読み聞かせボランティア養成講座 持続的な読み聞かせ事業の実施のため、ボランティア希望者を募り、子どもへの読み聞かせに必要な知識や技術、心構え等を習得する講座を開催して、担い手を養成する。	

	(2) 障がい者図書サービス 読書バリアフリー法の趣旨に則り、視覚障がい者等視覚による認識が困難な方でも読書することができる環境を整備し、読書の機会を提供する。 ア 対面読書 音訳ボランティアが図書館資料を対面で読み聞かせることで、視覚障がい者の読書を支援する。 イ 図書等の無料郵送貸出 心身の障がい等で来館が著しく困難な方や視覚障がい者の図書館利用を支援するため、図書及び録音・点字図書の無料郵送貸出をする。 ウ 録音図書及び点字図書の製作 視覚障がい者のための録音図書及び点字図書を製作する。 エ 音訳技術講習会 録音図書製作のボランティアを養成するための講習会を開催する。 オ 音訳デジタル録音技術講習会 音訳ボランティアのデジタル録音技術向上のための講習会を開催する。 カ サピエ図書館 インターネットで録音図書等のデータを提供している全国的なネットワークであるサピエ図書館に加入し、希望者の登録手続きを行うなど、読書の機会を提供する。																																																
取組状況 (事業実績)	(1) 読書啓発 当初予算額 2,697 千円 <table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>ブックスタート 参加組数</td><td>2,317 組</td><td>2,133 組</td><td>2,084 組</td><td>2,005 組</td><td>1,850 組</td></tr><tr><td>にこにこおはなし会参加者数</td><td>299 人</td><td>534 人</td><td>786 人</td><td>946 人</td><td>863 人</td></tr><tr><td>紙芝居とお話を 聞く会参加者数</td><td>420 人</td><td>840 人</td><td>1,184 人</td><td>1,370 人</td><td>1,433 人</td></tr><tr><td>読書週間事業 参加者数</td><td>108 人</td><td>248 人</td><td>409 人</td><td>404 人</td><td>389 人</td></tr><tr><td>小中学校読書感想文応募点数</td><td>8,789 点</td><td>8,072 点</td><td>7,153 点</td><td>5,973 点</td><td>3,810 点</td></tr><tr><td>小中学校読書感想画応募点数</td><td>16,253 点</td><td>15,795 点</td><td>15,504 点</td><td>15,421 点</td><td>14,789 点</td></tr><tr><td>10 代の未来さがし講座受講者数</td><td>10 人</td><td>9 人</td><td>11 人</td><td>21 人</td><td>17 人</td></tr></table>	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	ブックスタート 参加組数	2,317 組	2,133 組	2,084 組	2,005 組	1,850 組	にこにこおはなし会参加者数	299 人	534 人	786 人	946 人	863 人	紙芝居とお話を 聞く会参加者数	420 人	840 人	1,184 人	1,370 人	1,433 人	読書週間事業 参加者数	108 人	248 人	409 人	404 人	389 人	小中学校読書感想文応募点数	8,789 点	8,072 点	7,153 点	5,973 点	3,810 点	小中学校読書感想画応募点数	16,253 点	15,795 点	15,504 点	15,421 点	14,789 点	10 代の未来さがし講座受講者数	10 人	9 人	11 人	21 人	17 人
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																												
ブックスタート 参加組数	2,317 組	2,133 組	2,084 組	2,005 組	1,850 組																																												
にこにこおはなし会参加者数	299 人	534 人	786 人	946 人	863 人																																												
紙芝居とお話を 聞く会参加者数	420 人	840 人	1,184 人	1,370 人	1,433 人																																												
読書週間事業 参加者数	108 人	248 人	409 人	404 人	389 人																																												
小中学校読書感想文応募点数	8,789 点	8,072 点	7,153 点	5,973 点	3,810 点																																												
小中学校読書感想画応募点数	16,253 点	15,795 点	15,504 点	15,421 点	14,789 点																																												
10 代の未来さがし講座受講者数	10 人	9 人	11 人	21 人	17 人																																												

	(2) 障がい者図書サービス 当初予算額 645 千円																																										
	<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>対面読書実施回数</td><td>20 回</td><td>21 回</td><td>5 回</td><td>0 回</td><td>14 回</td></tr><tr><td>図書等の無料郵送貸出数</td><td>134 点</td><td>129 点</td><td>168 点</td><td>153 点</td><td>251 点</td></tr><tr><td>録音図書・点字図書の製作数</td><td>100 種</td><td>109 種</td><td>101 種</td><td>108 種</td><td>108 種</td></tr><tr><td>音訳技術講習会</td><td>中止</td><td>15 人</td><td>8 人</td><td>3 人</td><td>12 人</td></tr><tr><td>音訳デジタル録音技術講習会</td><td>中止</td><td>32 人</td><td>36 人</td><td>39 人</td><td>53 人</td></tr><tr><td>サピエ図書館登録者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>9 人</td></tr></table>	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	対面読書実施回数	20 回	21 回	5 回	0 回	14 回	図書等の無料郵送貸出数	134 点	129 点	168 点	153 点	251 点	録音図書・点字図書の製作数	100 種	109 種	101 種	108 種	108 種	音訳技術講習会	中止	15 人	8 人	3 人	12 人	音訳デジタル録音技術講習会	中止	32 人	36 人	39 人	53 人	サピエ図書館登録者	—	—	—	—	9 人
	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																					
	対面読書実施回数	20 回	21 回	5 回	0 回	14 回																																					
	図書等の無料郵送貸出数	134 点	129 点	168 点	153 点	251 点																																					
	録音図書・点字図書の製作数	100 種	109 種	101 種	108 種	108 種																																					
	音訳技術講習会	中止	15 人	8 人	3 人	12 人																																					
	音訳デジタル録音技術講習会	中止	32 人	36 人	39 人	53 人																																					
	サピエ図書館登録者	—	—	—	—	9 人																																					
	(3) ボランティア数																																										
<table><tr><th>項 目</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th></tr><tr><td>読み聞かせボランティア</td><td>106 人</td><td>105 人</td><td>105 人</td><td>91 人</td><td>84 人</td></tr><tr><td>音訳ボランティア</td><td>55 人</td><td>52 人</td><td>63 人</td><td>57 人</td><td>54 人</td></tr><tr><td>点訳ボランティア</td><td>46 人</td><td>47 人</td><td>50 人</td><td>46 人</td><td>44 人</td></tr></table>	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	読み聞かせボランティア	106 人	105 人	105 人	91 人	84 人	音訳ボランティア	55 人	52 人	63 人	57 人	54 人	点訳ボランティア	46 人	47 人	50 人	46 人	44 人																			
項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度																																						
読み聞かせボランティア	106 人	105 人	105 人	91 人	84 人																																						
音訳ボランティア	55 人	52 人	63 人	57 人	54 人																																						
点訳ボランティア	46 人	47 人	50 人	46 人	44 人																																						
取組の成果 (進捗状況)	乳幼児を対象としたおはなし会について、対象となる年齢層の子どもや保護者が参加しやすい会となるよう、名称の変更や開催曜日を揃えるなどの見直しを行った。また、読書感想文コンクールの文集や読書感想画コンクール優良作品展の冊子の仕様を見直すなど、各事業の意義・趣旨を踏まえたうえで、事務や経費を見直し、より効果的な事業実施となるように努めた。 図書館読み聞かせボランティア養成講座では、修了者 4 人のうち 2 人がボランティア団体に加入し、今後の読み聞かせ事業を担う人材の育成につながった。 録音図書・点字図書の製作については、ボランティアの協力もあり、例年と同水準の成果物を得ることができた。 全国的なネットワークであるサピエ図書館に加入したことを契機に、障がい者向け図書サービスについての P R を積極的に行った。サピエ図書館に 9 人が登録するなど、障がい者サービスの利用が増えた。																																										
8 年度の主な実施予定	(1) 読書週間行事 4 月 23 日～5 月 12 日、10 月 27 日～11 月 9 日 (2) 読書感想文・読書感想画コンクール (3) 子ども司書養成講座 8 月 1・8 日（2 回） (4) 図書館読み聞かせボランティア養成講座 6 月 28 日 (5) 音訳技術講習会 5 月 21 日～10 月 1 日（12 回）																																										

課題・今後の方向性	各事業の意義や趣旨が、より伝わる内容や手法を研究し実施していく。 (1) 読書啓発 ア 小中学生向け講座 (子ども司書養成講座・10代の未来さがし講座) 多くの子どもが参加しやすいように、小学生向けの講座は夏休みに、中学生が対象に含まれる講座は定期テストや受験シーズンを外した時期に実施する。 イ 春・秋の読書週間事業 図書館に来館し、本を手取るきっかけとなる体験を提供できるイベント等を実施していく。 ウ 図書館読み聞かせボランティア養成講座 ボランティア養成講座の修了者がボランティア団体に加入し、さらにステップアップ講座を実施することで、スキルアップを図りながら読み聞かせ事業の担い手として活動を継続できるように支援する。 (2) 障がい者サービス ア サピエ図書館 読書バリアフリー法の趣旨に則り、視覚障がい者や活字による読書が困難な方にも読書を楽しんでもらえるように、障がい者週間などの機会にPRを行う。また、全国的なネットワークであるサピエ図書館の登録者増加をめざす。 イ 録音図書及び点字図書の製作 録音図書の製作に携わる音訳技術者を養成するための講習会を継続的に実施することで、担い手の育成を図り、利用者のニーズに応えられる継続的な体制づくりをめざす。また、利用促進のためのPRを行う。
------------------	---

No.	政策分野	6 環境	課 名
34	施策	1 地球環境の保全と自然との共生	野外教育センター
	基本的な方向性	4 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。	
事務事業 野外教育センターの利用促進			
目的・事業概要  		【目的】 (1) 集団宿泊生活や野外活動等を通じて自然に親しみ、豊かな心と健全な心身の育成を図る。 (2) 市民の緑化意識の高揚や植栽知識の普及等を図り、都市緑化を推進する。 (3) 市民に自然に恵まれたレクリエーション活動の場を提供する。 【事業概要】 (1) 魅力ある自然環境にある施設の特性を活かしたイベントを通じて施設の周知と利用促進を図る。 (2) 講習会（教室）、展示会、緑化相談、緑化イベント等を行い、市民の緑化意識及び植栽知識の向上を図る。 (3) グリーンピアコンサートなどのイベントを開催し、レクリエーションの場を提供する。 (4) 安全安心に利用できるように、施設等の整備を行う。	
取組状況 (事業実績)		当初予算額 187,001 千円 (1) 第15回「緑と花のフェスティバル」 (2) 各種事業 ア 少年自然の家 (ア) 集団宿泊生活、野外活動の指導 小中学校の宿泊・野外学習の受入れ 79校 5,792人 (イ) 市内外の小中学校野外学習校等に対し、自然体験活動の実施 ネイチャーガイドトレッキング事業 利用校 28校 1,917人 環境教育プログラム事業 利用校 22校 1,611人 野外学習夜間プログラム事業 利用校 5校 487人 (ウ) 野外活動振興事業の開催 15事業 2,790人 イ 都市緑化植物園 (ア) 講習会（教室）86回、展示会32回、緑化相談449件、 グリーンピアコンサート66回 (イ) トロピカルガーデンフェア入場者数 4,704人（2日間） 夏のこどもの日フェア入場者数 1,927人（3日間） 秋の里山フェア入場者数 1,735人（2日間） クリスマスフェア入場者数 32,316人（23日間） (3) 施設及び設備修繕等 ア 少年自然の家 防火シャッター修繕 イ 都市緑化植物園 椿園階段改修工事、獣害防止柵設置工事	

	項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	緑と花のフェスティバル来場者数（開催期間）	22,489 人 （7 日間）	26,708 人 （7 日間）	32,697 人 （7 日間）	28,314 人 （7 日間）	26,082 人 （7 日間）
	少年自然の家利用者数	17,879 人	20,050 人	22,914 人	24,363 人	24,849 人
	都市緑化植物園利用者数	286,078 人	273,721 人	255,826 人	306,691 人	356,345 人
取組の成果 （進捗状況）	(1) 少年自然の家 ア 年間を通して、自然とのふれあいや野外活動について関心を持つ人の割合が高く、各種事業への参加者が多い。 イ 宿泊、日帰り事業のどちらもリピーター率が高い。 ウ 学校関係の利用者が多く、自然の家の各施設が活用されている。 エ 施設の修繕等を実施し、利用者の安全性及び利便性を高めることができた。 (2) 都市緑化植物園 ア 年間を通して、講習会（教室）、展示会、緑化相談、グリーンピアコンサートが実施され、市民の参加や来園により、緑化推進の啓発が図られている。 イ イベント等が開催され、令和7年度は約356,000人の来園者があり、レクリエーションの場が提供されている。また、令和8年3月1日に昭和63年の開園以来の来園者の累計が1,111万1,111人に達した。 ウ 緑化ボランティアによる休憩所の花の植替え事業や個人ボランティアによる園内の花壇整備が実施され、年間を通して変化に富んだ緑とゆとりある空間が提供されている。 エ 施設設備の工事・修繕、樹木の伐採等を実施し、利用者の安全確保ができています。また、獣害防止柵の設置により被害は概ね解消され、安定した施設管理ができています。					
8 年度の主な実施予定	(1) 緑と花のフェスティバル 第16回緑と花のフェスティバルの開催、写生コンクールと参加小学生の作品審査・表彰等 (2) 各種事業 ア 少年自然の家 小中学校野外学習校等に対する自然体験活動の実施、野外活動振興事業 イ 都市緑化植物園 講習会（教室）、展示会、緑化相談、グリーンピアコンサート、トロピカルガーデンフェア、夏のこどもの日フェア、秋の里山フェア、クリスマスフェア (3) 施設管理 ア 少年自然の家 太陽光発電パワーコンディショナ更新工事 イ 都市緑化植物園 監視設備設置工事					

課題・今後の方向性	利用者のニーズを踏まえた講座等を企画する。また、老朽化の進んだ各設備機器の更新工事や修繕を進め、利用者にとって安全安心な施設運営を行う。 (1) 少年自然の家 ア 事業の参加者や施設利用者からのアンケート調査を考慮し、自然豊かな築水の森での環境教育を含んだ自然体験活動事業の企画運営を行う。 イ 施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要であり、施設の安全性を確保するため、適切な維持管理に努める。 (2) 都市緑化植物園 ア 施設の魅力を高め、講習会等事業を継続させ、引き続き緑化の推進やレクリエーションの場の提供を行う。 イ 講習会（教室）等については、実施実績からニーズに合わせた講座内容を実施する。 ウ 施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要であり、施設の安全性を確保するとともに、樹木の伐採や剪定を継続実施し、適切な維持管理に努める。
------------------	--

SDGs 17のゴール



貧困を
なくそう



人や国の不平等
をなくそう



飢餓を
ゼロに



住み続けられる
まちづくりを



すべての人に
健康と福祉を



つくる責任
つかう責任



質の高い教育を
みんなに



気候変動に
具体的な対策を



ジェンダー平等を
実現しよう



海の豊かさ
を守ろう



安全な水とトイレ
を世界中に



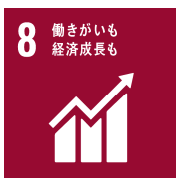
陸の豊かさ
も
守ろう



エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



平和と公正を
すべての人に



働きがいも
経済成長も



パートナーシップで
目標を達成しよう



産業と技術革新の
基盤をつくろう

VI 事務点検評価委員の意見

愛知教育大学名誉教授

修文大学短期大学部教授 中野 靖彦

政策分野3 子育て・教育

施策2 良好な教育環境の整備

基本的な方向性1

「学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます」

(1) 小中学校環境改善

建物のリニューアルは、今後の適正規模の見直しの方向との関わりが大きくなる。また同時に、学校環境がリニューアルされると、児童生徒や教職員の心も明るくなり元気が出る。

(2) ICTを活用した教育の推進

多くの学校で情報活用能力の育成が喫緊の課題である。研究開発校として、その成果を学校間で共有し、全国に発信できるようになってほしい。

(3) 創意と活力のある学校づくりの推進

地域に誇れる、創意と活力ある学校づくりに取り組んでいることは意義のあることである。ぜひ、それぞれの学校でのこれまでの様子や成果をまとめ、学校間で共有することで、さらに推進に弾みをつけてほしい。

(4) 部活動の地域展開

今、子どもは屋内外での活動量が低下し、食事や学習活動への影響が心配されている。その中で、学校での部活動と地域主体のクラブで活動する機会があることで、多くの子どもたちが参加でき、良好な人間をつくることは学校生活にプラスとなる。継続的な支援が必要である。

(5) 教職員研修

教員の働き方改革が叫ばれている昨今、教員がゆとりを持って子どもと接することが学校全体にとってプラスとなる。そのためには、教員一人ひとりが持っている能力を最大限に生かせる研修の実施と十分な教員の配置が望まれる。

(6) きめ細かな教育対応

少人数指導やティーム・ティーチング、さらには教科指導、学校支援講師等、きめ細かな教育対応には、支援する人員も多様化する中で、確保が大変である。ICTを有効活用しながら、教職員一人ひとりの持っている能力を活かし、相互に協力できる体制づくりが必要となる。

(7) 語学指導

多国籍の子どもの日本語指導は、日々の学びや仲間作りにも欠かせない。また、小学校から英語が導入されたが、興味のレベルが異なる。英語に興味を持ち、学びたい中学生がイングリッシュキャンプを経験し、さらに英語に親しむ機会があることは、子どもの主体的な学びを伸ばす良い機会となる。

(8) 就学援助

昨今の経済状況を鑑み、就学困難の児童生徒がしっかり学校生活を送れるよう、困難の状況にあわせてきめ細かな支援することは必要である。そのためには、市町村だけでなく県や国へのさらなる働きかけが求められる。

(9) 幼保小連携推進

小一プロブレム防止には幼保小連携は欠かせないし、推進会議も開催されている。実際に入学前に小学校での学びが楽しいものであることを知ってもらい、不安を取り除くことが必要である。そのためには、幼稚園や保育園で、子どもや保護者向けにどのような試みが必要か整理したうえで、親が身近なところで悩み相談ができる環境を整備することも必要と考える。

(10) 新たな学校づくり推進

少子化によって、地域によっては適正規模を維持するために学校統廃合も行われる。校区により広さや児童生徒数も異なる。自分の学区のはずれに住居していて、隣の学区のほうが近い児童生徒もいると予想される。これまでの学区でのつながりもあるが、通学等を考えた学区の見直しも考えていいのではと思う。

基本的な方向性2

「家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとの愛着と誇りにつなげます。」

(11) 学校と地域の連携推進

確かな学力や生きる力、礼儀や思いやりを育てるには学校と地域との連携は欠かせない。協議会が設置され、意見交換がされていると思うが、学校でできること地域でできることがある。近年、住民の高齢化や働く保護者も多くなり、地域のつながりが薄くなっていると言われている。学校と地域の連携には学校と地域のそれぞれの活性化をどうするかが鍵である。PTAの活動を盛り上げ、地域で保護者と子どもが集まって、活動できる機会もあってもよいと思う。

(12) 職場体験学習

将来の職業選択を漠然と捉えている生徒が多いことは以前から指摘されていた。以前は、高等教育を望まず就職する生徒もいた。そこでキャリア教育の必要性を国も訴えた。しかし、昨今では、高等教育を望み、より自分の適性について考え、将来の職業選択をする風潮もみられる。

小中学校では、毎日の生活の中で自分の得意な教科や活動体験を通じて、自分

にあった進路を見つける基礎作りが行われる。こうした経験は、中学校を卒業して就職する際や将来にも役立つ。中学校でも職業についての学びや職場体験を実施するとなると学校や地域の負担も大きい。今はICTの時代であり、職業体験でなくても様々な職業について調べられる。小学生からのキャリア教育のあり方について考えるときでもある。

(13) 小学生交流学习

交流学习によって他の地域を知ること、自分たちの地域を知ることが意味のあることではあるが、ホームステイも実施されなくなり、当初と様子が違ってきている。動画配信等によって、知らない地域の学びの様子を知ることのできる時代である。

(14) ふれあい教育セミナー

今、AIで簡単に育児情報が入手できるようになり、子育ての相談にものってもらえるが、現実には子どもを前にして、AIから得た情報どおりにいかないと一人で悩む保護者も多くいる。

全国的にPTA活動が低下している中で、園や学校での家庭教育セミナーで話を聞くと同時に、保護者同士がお互いに身近なことを話し合う機会が良いことであり、支援が必要である。

基本的な方向性3

「安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。」

(15) 学校給食の充実

主食の残食率の増加は残念である。家庭での食生活の変化や子どもが味付けの濃いものを好み、野菜の好き嫌いが多くなったという声も聞く。また、食が細くなったようなデータもある。家庭での食事内容について、広く情報を集めてもいいのではと思う。

(16) 学校給食における食物アレルギー対応の充実

なぜ、アレルギー給食対象者が中学生で増加しているのか。中学生になれば活動量も増え、新陳代謝も良くなればアレルギーも減り、食欲も増すように思える。小学生では潜在的なアレルギーであったのが中学生で顕在化しているとは思えない。何が原因か医師の助言が必要である。

(17) 学校給食を活用した食育の推進

近年のアレルギーの増加は、食生活の変化（加工食の増加等）に原因の一つがあると言われている。学校での食育だけで減らすことは難しい。夏休み親子料理教室への参加者が増えている。家庭でも親子でバランス良い食事を考えるきっかけになる。ぜひ、多くの人に参加できるようになればいいと考える。子どもは実際に自分で野菜に触れたり、切ったりすると食べたくなるとも言われている。

(18) 新調理場整備

安全安心かつ安定的に供給するには、調理場の整備は欠かせない。

(19) 放課後なかよし教室

今、子どもたちは帰宅後、仲間と地域で遊ぶ機会も減り、家庭でゲームをすることが多くなったと聞く。放課後なかよし教室が教室で学ぶことと違った体験で学びを広げられる大事な居場所となっていて、参加する児童が増えている。

(20) 土曜チャレンジ・アップ教室

両親とも仕事を持っている家庭も多く、平日のなかよし教室が開催されていて参加もある。しかし、土曜日は家庭での親子の触れ合いを大事にすることが大切である。土曜チャレンジ・アップ教室は廃止されることになったが、家庭での触れ合いの大切さをアピールしてほしい。

基本的な方向性4

「いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。」

(21) いじめ対策

いじめの防止や早期発見、不登校にならない体制づくりの重要性は指摘されていて実施されていると思う。家庭でも学校でも、日頃接している保護者や先生の目が重要であり、それぞれが連携を取って対処することには変わりはない。

今、子どもたちはほとんどスマートフォンを持っていて、友達と連絡を取り合っている。ただ、スマートフォンでのやり取りは、短い言葉のやりとりで、一つひとつの言葉がきつくなることもあり、いじめではないが、いじめと受け取られることもある。チーム学校・学年で保護者と一緒になって、スマートフォン活用などについて子どもを指導する必要がある。

いじめの認知件数や解消率は、定義が変わったことも影響しているので、いじめの内容をしっかりとみていく必要がある。

(22) 子どもの健全育成支援

今や、スマートフォンは手放せない。便利ではあるが、人の目の届かないところでSNSを起因とするトラブルやいじめの増加をもたらしている。薬物も簡単に手に入ってしまう。子どもの頃から情報モラルを身に付けるため、道徳教育のあり方も身近なものとして学ぶ機会となるように工夫することが大事である。

(23) 教育や悩みごとに対する相談業務

心の教室相談での相談件数が増えている。付き添い者数も含まれているが、どのような人がどのくらいいるかである。小学生が一人で相談室に出向くのは勇気がいるため、陰で悩んでいる児童は多くいると予想される。悩んでいる児童は誰かに聞いてほしいという気持ちを持っており、日頃の様子から推察できる。それ

ができるのは、日頃から児童と接している先生である。

各学校に複数のカウンセラーを配置することも難しい。予防の大事さを考えると、多くの先生が研修を受け、カウンセリングマインドを身に付けることが大切である。

(24) 不登校対策

不登校の子ども増加は、少なからずいじめ問題と関連している。いじめとは認知されないレベルでの友達との関係や学校での勉強、さらに家庭での親子関係などでも児童や保護者が悩んでいることもある。

小学生がオンラインで学んだり、フリースクール等の民間施設を利用したりすることは難しく、保護者としては学校で皆と一緒に学んでほしい希望もある。その思いで、子どもに学校に行かせようと焦る。それが子どもにも伝わる。

いずれにしても、保護者と先生が情報を共有して向き合うことである。保護者が変われば子どもも変わる。保護者がしっかり子どもに寄り添えるよう、学校と連携を密にしながら一層の対策が求められる。

(25) 教育支援体制の充実

いま地域によっては、PTAの活動が縮小され、学校と家庭について相互理解を深める機会が少なくなった。そのような事情の中で保護者と学校のかけはし事業は保護者にとっても助かる。そのために、さまざまなサポーターに依頼していることを地域や家庭にしっかり知ってもらうことが重要である。

(26) 特別支援教育

程度の差はあれ、障がいのある子どもには支援は必要であり、そのために就学支援員を増やして、就学前から相談できることは保護者にとっても役立つ。それでも、特別支援を要する児童生徒が増えていて、担当する教員の負担が大きくなっている。

特別支援の免許を持っている教員が、どの学校においても十分であるか分らないが、市全体で掘り起こしを行い、適時、配置換えを行うことが必要である。いずれにしても、随時、教職員研修によって、全員の先生がインクルーシブ教育について理解を深めることが大事である。

政策分野4 市民活動・共生・文化・スポーツ

施策3 文化・スポーツ・生涯学習の推進

基本的な方向性1

「書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。」

(27) 文化財の保護・調査

文化財は地域の財産であり、後世にしっかり残していくことが必要である。

(28) 文化財の活用、(29) 文化財ボランティアの育成

文化財は、それぞれの地域が年間行事にあわせて、展示したり活用されたりしてきた。どのような文化財が、いつ、どの地域で展示されるかが簡単に分かれば家族で出かけることも増える。また自宅からネットで見ることができれば、さらに興味を持つ人も増える。こうして文化財に興味を持った人たちが、成長とともにボランティアをやってみようと思う気持ちも沸きやすい。

(30) 郷土芸能保存

地域文化の振興には、地域の活力が必要である。今、退職後に働く人たちも増えているが、保存団体を維持する啓発が大事となる。

基本的な方向性3

「公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。」

(31) 公民館等講座

いつでも、誰でも学べる公民館やふれあいセンターが身近にあることが重要であり、参加したい講座があれば顔を出したい気持ちや、それぞれの年齢で、興味があることには足を運びたい気持ちがある。それが毎日の生活のリズムを作る上で大切であり、地域のつながりを広げるためにも講座の内容が重要であるため、さらなる工夫を求めたい。

(32) 生涯学習推進

講座の受講者が増えていることは、学校生活を終えて、社会人になっても学びたい気持ちの表れでもある。特に講座で学んだ人が、新たな参加者と一緒になって学びを伝承できることは大きな喜びであり、多くの機会の提供が望まれる。

大学連携講座やいきいきアカデミーの受講者の年齢層がどのくらいかは分かりかねるが、受講した人たちに、地域の集会施設での講座で話してもらうことも考えられる。

(33) 読書啓発・障がい者図書サービス

情報機器による学習が主流を占める時代となり、本が身近になく、読む機会も減った。機器を活用すれば多くの情報を入手できるが、紙媒体の本を読むのとは違う。特に、子どもの時から読書に親しむことは創造性や学習力の向上につながる。

子どもの感性が育つ時期に家庭での読み聞かせをしたり、保育園等でも紙芝居を見せたりすることは、最も大切である。タブレットは道具であり、使い方次第でその効果は違ってくる。

政策分野6 環境

施策1 地球環境の保全と自然との共生

基本的な方向性4

「豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。」

(34) 野外教育センターの利用促進

子どもは自然が大好きであり、校外で活動したい。しかし、帰宅後、近くで自然に親しみながら遊ぶ機会が減った。家で、家族と一緒に野菜を育てれば家族の話題も広がる。しかし、それができない家庭の事情もある。

緑と花のフェスティバルや土日に都市緑化植物園に家族で出かけることで、家族の話題も広がるし子どもも元気になる。

全体として

I C Tの活用によって、子どもの学び方や教員の指導方法がどう変わったか、また、最近の学力テストでみる学力等がどう変わったか検証することで、今後の情報機器の活用の方向が見えてくる。

今後、少子化で、学校の統廃合や学級数減、少人数指導が必要となることもある。教員の働き方改革、教科担任制、さらには教員採用に至るまで変わる可能性がある。適正規模には、中学校区の見直しも考慮することが必要になるかもしれない。

いじめや不登校等の対処のために、専門員やサポーター等を多く配置して対策を講じているが、人員の確保が大変である。特に、身近なところで子どもと接する教員や家族が、僅かな変化に気づくことが予防につながる。そのためには教員の働き方改革を早く進め、ゆとりをもって教育にあたれ、家族や地域とのつながりの橋渡しができることが望まれる。

以前から、多くの市町村でよく聞かれるのは、行政主導で行事が行われると住民は頼ってしまうという。例えば、講座を受けた人たちが、率先して講座のお手伝いをすることも行われ、住民の主体性を育てる試みがされてきた市町村もある。これも地域のつながりが減ってきてどうなるか定かではない。

地域が一体となって主導的に活動し、生きる楽しみのある街づくりが行われるようになってほしい。

政策分野3 子育て・教育

施策2 良好な教育環境の整備

基本的な方向性1

「学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます」

(1) 小中学校環境改善

児童生徒の学習環境を第一に考えた上、学区住民をはじめとした地域の人々の意見、学校の置かれている環境などを総合的に勘案し、それぞれの学校に適した維持管理を長期的なビジョンに立って進めていただきたい。

(2) ICTを活用した教育の推進

春日井市の小中学校で行われている教育DXの先進的な取組は、全国から多くの教育関係者が視察に訪れるなど、教育関係者の間では全国的に知られるようになってきた。こうした先進的な教育活動について、春日井市民に対する発信力を強化し、より多くの市民に関心をもっていただけるような広報活動を期待したい。

(3) 創意と活力のある学校づくりの推進

「創意と活力のある学校づくり推進事業」では、学校からの提案に基づいた多様な教育活動が進められており、こうした事業の実施校だけでなく、他の学校に対しても、成果の共有などを推進する方向性が示されている。春日井市全体の教育活動活性化に貢献することを期待したい。

(4) 部活動の地域展開

長い歴史がある「部活動」に関しては、保護者からの期待も大きい。そのため、拠点化や隣接する地域クラブの合同化などを進める際には、可能な限り保護者の意見を吸い上げていただきたい。地域に根づく民間企業による後援制度に関しては、企業にもメリットがある仕組みを導入するなどして、持続可能な制度となるような制度設計が必要と考える。

(5) 教職員研修

教職員の精神的な不安を低減したり、業務適正化を進めたりするためにも、学校における「カスハラ対策」の充実と、教職員研修等の機会による対策の周知を進めていただきたい。

児童生徒の自殺予防教育にかかわる研修については、先進地域の資料を参考にするなどして、児童生徒の発達段階に対応したプログラムに基づいて実施できるように、教育委員会のより主体的な取組を期待したい。

(6) きめ細かな教育対応

学校教育だけでなく図書館や公民館などの社会教育機関との連携を、教育D Xを活用するなどしてより強化し、生涯にわたって自ら学び続けることができる教育の方向性についても研究していただきたい。

(7) 語学指導

多様な言語環境にも対応可能な教育D Xの活用という方向性に関しても、今後のニーズ予測などを踏まえ、探索的に検討していただきたい。

(8) 就学援助

経済的な理由等により学習の機会が損なわれることがないように、様々な施策が行われているが、急激な経済状況の変化に対応できるように、制度の柔軟性を向上するなど、児童生徒が日々の学習や生活に対して不安を生じないように、きめ細やかな配慮をしていただきたい。

(9) 幼保小連携推進

これから小学校に入学しようとする園児の保護者の中には、子どもが小学校に入学した後、学校にうまく適応できるかどうかという点などに不安を抱えている保護者も少なくない。こうした保護者に対しては、子どもが入学予定の小学校の教育相談担当者やスクールカウンセラーと、子どもが入学する前段階から、懇談する時間を設けるなどして、保護者との連携を入学前から強化する体制の整備などを検討していただきたい。

(10) 新たな学校づくり推進

学校の統廃合に関しては、児童生徒の保護者をはじめとした地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため、統廃合を想定している学校や学区などの将来像を提示するなど、教育委員会等からの情報発信が重要である。春日井市においては、「学校のこれから通信」などにより、積極的な情報発信を行っている。こうした情報発信を、多様なチャンネルで今後も進めていただきたい。

基本的な方向性2

「家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。」

(11) 学校と地域の連携推進

学校評議員会議等を活用して、学校が抱える問題を地域住民に共有し、学校運営に対する地域住民の理解や協力を得ることができたなど、連携は強化されている。学校の教育活動に地域住民として協力することにより得られる成果などについて、地域住民にフィードバックするなどして、地域住民の意欲をより高めるような方法も検討していただきたい。

(12) 職場体験学習

職場体験は中学生が参加する教育活動であることから、中学1年生から3年生までの系統性をもった教育活動の一環として行われている。キャリア教育は小学

校低学年から行われており、小学校におけるキャリア教育との連続性や系統性も考慮して、教育効果がより高いキャリア教育の実現をめざしていただきたい。

(13) 小学生交流学习

これまでの男鹿市との交流実績を踏まえ、費用対効果などの視点からも事業の見直しを含めた検討をしていただきたい。この交流事業の参加者を組織化するなどして、参加者が成人後も長期的に交流することにより、男鹿市と春日井市との市民交流が強まるような方向性も含めた議論をお願いしたい。

(14) ふれあい教育セミナー

小学校等に在籍する子どもをもつ保護者を主たる対象としている「ふれあい教育セミナー」においては、今後、「家庭教育推進事業」として実施方法等が変更となるが、対象となる市民の特性を考慮し、学習指導要領改訂後の教育内容や、不登校・いじめに関連した内容などに関する情報提供や交流の機会となるような展開も可能ではないだろうか。

基本的な方向性3

「安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。」

(16) 学校給食における食物アレルギー対応の充実

「アレルギー給食対象人数」をみると、年度進行に伴い小学校は人数が減少傾向であるのに対して、中学校では人数が増加傾向にあるようだ。こうした違いがみられた要因なども考慮して、ICTを積極的に活用した効率的な対応を進めていただきたい。

(17) 学校給食を活用した食育の推進

「給食レストラン」や「夏休み親子料理教室」は、学校給食に対する市民の理解を広げる貴重な機会と考えられ、参加者も増加傾向にある。設備等の関係で対応できる食数や参加者数に限りがあるようだが、可能な範囲でより多くの市民が参加できるようにしていただきたい。

(19) 放課後なかよし教室

「放課後なかよし教室」や「サマー・スクールかすがい」は、子どもたちに「居場所」感覚をもたらす効果があるという報告がなされた。そこで、夏休み中に実施される「サマー・スクールかすがい」を、不登校対策の一つととらえ、不登校傾向を示す子どもと保護者に対して、「サマー・スクールかすがい」への参加を促し、「2学期当初、子どもが学校へ行き渋ることを抑制する」という視点からの活用も検討していただきたい。

基本的な方向性4

「いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な

支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。」

(21) いじめ対策

令和6年度から7年度にかけて、いじめの認知件数が2倍近くに増加している。より軽微ないじめについても積極的にとらえて対応するという学校の姿勢がうかがえる。しかし、令和6年度から7年度にかけて、解消率がおおむね半減するなど、学校現場がこの問題に苦慮している状況が読み取れる。いじめ予防対策や初期対応について、より効果的な対策が必要である。

「いじめ重大事態に係る申立様式」が提出された後、第三者により構成される専門委員会の委員委嘱に時間を要することや、教育委員会も調査対象となるために、専門委員会の庶務機能や資料管理などの業務を教育委員会が限定的にしか行えないことなどに起因して、報告書の完成までに長い時間がかかってしまうケースも少なくない。他の自治体のこうした状況なども踏まえ、いじめ重大事態について、適切かつ迅速な対応ができる体制整備の充実が必要である。

(23) 教育や悩みごとに対する相談業務

いじめ認知件数の増加や不登校児童生徒数の増加に対応して、心の教育相談員への相談件数やスクールカウンセラーへの相談件数の増加が予想される。しかし、令和6年度から7年度にかけて、これらの相談件数は増加していない。相談件数が増加しない理由として、相談員やスクールカウンセラーの人数不足があるのであれば、早急に増員する必要がある。

(24) 不登校対策

文部科学省の「不登校に対する基本的な考え方」において、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進」が示されており、春日井市においては「登校支援室」が該当する。小学校の「登校支援室」運営等について課題があるようだが、先進自治体から情報収集するなどして、より実効性の高い「登校支援室」となるように工夫していただきたい。

メタバースを活用した不登校支援に関しては、抽象的な評価ではなく、客観的なエビデンスにもとづく効果測定を行い、有効性や課題の精査が必要である。

(25) 教育支援体制の充実

保護者等と学校との間に生じる問題に関しては、法的な側面からの対応が必要となるケースも少なくない。スクールソーシャルワーカーの配置に加え、弁護士資格をもつスクールロイヤーの配置も検討していただきたい。

(26) 特別支援教育

特別支援教育領域においては、障がいのある多様な子どもたちを対象とした教育を実施してきた特別支援学校が、より豊富なノウハウをもっている。児童生徒の障がいの種類によっては、ICTを活用することにより教育効果が著しく向上する可能性もあることから、特別支援学級等におけるICT活用について、特別

支援学校との協力を強化するなどして、より積極的な活用を期待したい。

政策分野4 市民活動・共生・文化・スポーツ

施策3 文化・スポーツ・生涯学習の推進

基本的な方向性1

「書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。」

(28) 文化財の活用

多くの子どもにとって、系統的に「歴史」にふれる機会は小学校や中学校での授業である。社会科の授業等では日本全体の歴史を系統的に学習するが、日本史の学習と並行するかたちで、春日井市の文化財を通じて、春日井を中心とした尾張地域の歴史を児童生徒が探求的な手法で学習できるように、デジタルデータ活用などを中心にして学校との連携を強化する方法も検討していただきたい。

基本的な方向性3

「公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。」

(32) 生涯学習推進

小中高校生の自主学習を支援する「スタディールーム」を設置することは、子どもたちに多様な居場所を提供することにもなり、発展的に継続していただきたい。

「スタディールーム」を利用する子どもに対して、同じ施設内にある集会室等で行われる講座等の見学を促したり、「お試し参加」できたりする機会を設け、将来、公民館等の講座に参加しようとする意識をはぐくむ方法についても検討していただきたい。

(33) 読書啓発・障がい者図書サービス

書籍の音訳や点字図書の作成に関しては、近年、A Iを活用することにより精度の向上や製作時間の短縮効果が期待できる。障がい者図書サービスを強化する方法として、こうした方面でのA I活用も視野に入れていただきたい。

政策分野6 環境

施策1 地球環境の保全と自然との共生

基本的な方向性4

「豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。」

(34) 野外教育センターの利用促進

宿泊・野外学習は、スマートフォンを利用できない環境を子どもたちに提供する貴重な機会である。この機会を積極的に活用し、スマートフォンに対して依存傾向を示す子どもなどに、スマートフォンとの関係を見直す契機となるような教育活動を期待したい。

全体として

学校教育・社会教育の両面において、市民のニーズを吸収しながら、様々な活動が企画・運営されており、市民生活向上に貢献している。

春日井市の学校教育では教育D Xの先進的な取組がなされている。こうした取組をさらに進化させ、子どもたち一人ひとりが自身の長期的な成長を実感できる小中学校9年間の学びを統合するようなオンラインポートフォリオの導入や、いじめ・不登校対策としての活用なども研究していただきたい。

春日井市教育大綱の基本理念では「輝かしい未来のために」という枠を設け、『『生命(いのち)』を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な『感謝』の気持ちを抱くとともに…』と記されている。学校を中心とした教育活動を通じて、多くの子どもたちが輝かしい未来を展望できるように、未来志向の展開を期待したい。

